

令和4年第1回

# 高森町議会3月定例会会議録

令和4年3月9日開会  
令和4年3月16日閉会

高 森 町 議 会

3月9日（水）  
（第1日）

## 令和4年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和4年3月9日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
6番 芹口 誓彰 君  
7番 立山 広滋 君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和4年3月9日

至 令和4年3月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 9日（水）	本会議	議案審議
3月10日（木）	本会議	一般質問
3月11日（金）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
3月12日（土）	”	
3月13日（日）	”	
3月14日（月）	休 会	議会運営委員会 各特別委員会
3月15日（火）	”	
3月16日（水）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 1 号 高森町農業委員の選任について

日程第 5 同意第 2 号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 同意第 3 号 高森町監査委員の選任について

日程第 7 議案第 4 号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 5 号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 6 号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

日程第10 議案第 7 号 辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について

日程第11 議案第 8 号 辺地に係る公共的施設の整備計画の変更について

- 日程第12 議案第9号 町道の路線の変更について
- 日程第13 議案第10号 町道の路線の廃止について
- 日程第14 議案第11号 町道の路線の認定について
- 日程第15 議案第12号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第16 議案第13号 高森町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 高森町課設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 高森町手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 高森町地籍調査推進委員設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 令和3年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第24 議案第21号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第22号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第26 議案第23号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第27 議案第24号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第28 議案第25号 令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第29 議案第26号 令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第30 議案第27号 令和4年度高森町一般会計予算について
- 日程第31 議案第28号 令和4年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 令和4年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 令和4年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第33号 令和4年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第37 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	後藤 巖 君	2番	津留 智幸 君
3番	後藤 清治 君	4番	牛嶋 津世志 君
5番	後藤 三治 君	6番	芹口 誓彰 君
7番	立山 広滋 君	8番	本田 生一 君
9番	田上 更生 君	10番	佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	草村 大成 君	副 町 長	服部 信一郎 君
教 育 長	佐藤 増夫 君	総 務 課 長	東 幸祐 君
生活環境課長	津留 大輔 君	会 計 課 長	馬原 恵介 君
政策推進課長	荒牧 久 君	住民福祉課長	阿蘇品 かおり さん
健康推進課長	岩下 雅広 君	税 務 課 長	眞原 友紀 君
農林政策課長	後藤 一寛 君	建 設 課 長	岩下 徹 君
TPC事務局長	古澤 要介 君	教育委員会事務局長	緒方 久哉 君
監 査 委 員	古庄 良一 君	総務課長補佐	村上 純一 君
住民福祉課長補佐	石田 昌司 君	健康推進課長補佐	住吉 勝徳 君
建設課長補佐	土井谷 顕 君	TPC事務局長次長	二子石 誠 君
総 務 係 長	芹口 孝直 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	村嶋 立章 君	議会事務局次長	今村 親助 君
--------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和4年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ本定例会に御出席いただき誠にありがとうございます。

まずは、1番のことですが新型コロナウイルス感染症の現状というところでございます。阿蘇市町村会長、町村会長を仰せつかっているということもありまして、連日取りまとめの役もさせていただかせております。そういう中で、阿蘇郡市内においても感染者が多く確認、つまり感染者というよりも陽性者が確認され、県下の陽性者、感染者数、死亡者数は引き続き高い水準にあるのではないかというふうに思っております。

既に御承知のように、県としては3月21日までまん延防止等重点措置の延長がなされました。九州では、熊本県だけの延長ということでございます。大変、知事の苦渋の決断ではなかったかというふうに思っておりますし、私たち町村会、市町村会としてもその決断に一定の理解を示すものでございます。町民の皆様、議会議員の皆様には、それぞれの方が引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただけるようお願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、ワクチン接種でございますが、4月以降から5歳から11歳までの子ども接種が始まるということでございます。この子どもの接種に関しては、希望をなされる方には接種が受けられるように、医療機関と協議の上体制を整えてまいりたいというふうに思っております。ただし、ワクチン接種は保護者の皆様も御承知のように、御家族の皆様も御承知のように任意であり強制ではありません。このことから、今後接種を何らかの理由でされたいけど出来ない人もいらっしゃると思っておりますし、またその時の体調等もあると思っております。そういう学校等でのいろんな課題だったり問題に発展しないように、また職場等でも同じではないかなというふうに町として考えているところでございます。

さて、本会議は、私もそうでございますが議員の皆様も任期の最後の年を迎える当初予算でございます。当然、提案者でございますので審議をしっかりとさせていただきたいというふうに思っておりますし、これまで議会の皆さんが取り組んでこられた改革だったり前進だったりする中で、やはり委員会ですっかり議論をして、そこで決まったことは最も重要なことだという位置づけのもと、提案を逆にさせていただいている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

この予算に関しましては、当初予算でお示しをいたしました、1点だけ御理解を逆にいただきたいなと思うところがございます。先ほど申し上げましたように、議員の皆さんにとってもラストの1年、私にとってもそうでございます。当然、積み残し、やり残しはそれぞれの議員さん、地域で要望を受けたことだったりこれは必要なことというところで、特に長く勤められている議員さんにとっては、地域の課題というのは長くなされている分御承知のとおりだというふうに思います。そういう中で、財政調整基金も含めまして、町の財政は非常に優良ではないかなというふうに私自身評価をいたしております。

今後、6月、9月、12月議会で、それぞれの地域でまたそれぞれの議員さんが、ここはやってないここはこれをプラスするべきではないか、地域の皆さんここまで頑張ってるぞと。もしくはコロナ対策、もしくはそういう福祉的なこと、教育的なこと等があれば補正予算で追加で対応させていただきたい。そこは柔軟にできる、弾力性がある財政運営ができる今しかないのではないかなと思っておりますので、私からの提案もそうでございますが、ぜひ議員さんからの痒い所に手が届く提案をしていただければ、スピード感を持って予算化をして補正予算で上げさせていただきたいというふうに考えております。

と同時に、いよいよ議会の皆さんと一緒にやってまいりました熊本地震からの創造的な復旧と復興、これを同時に果たすというところで、南阿蘇鉄道の復旧と周辺整備、これは南郷谷を通じてだというふうに思っております。そして、最終的には、熊本地震からの創造的復興の最終をインフラでは飾るのではないかなと思われまます南阿蘇鉄道の都市圏への乗り入れ、この実現でございます。これに関しても、県の方から強力な後押しをするということで現在県議会に予算等を図っていただいているとこ

ろでございますし、同時に国の補正予算、経済対策、そして令和4年度の当初予算でも国の方でも審議をしていただけたというふうになっております。

私たちも、今回執行部として南阿蘇鉄道の創造的復旧、復興について予算を計上させていただきました。12年前に、先輩議員さんから首長がやることは予算を持ってくること、予算をしっかり担保すること、弾力的な財政運営ができる財政を将来実現することというところで皆さんと一緒にやってきて、私は実現出来ているのではないかなというふうに思っております。

小さな町で、大きな資本を投入したり大きな財源を要したりすることは並大抵では出来ません。そして、その地域に関係ないことであれば、なかなか住民の方もああいふことをやってるのかというところになります。しかし、この12年間、特にこの1期4年間皆さんと一緒に各地域の約40箇所に近い公民館の整備であったり、現在各自治体が苦慮してる長年の危険物な建物の撤去等も、一気に多くの施策で解決することが出来たというふうに考えております。

そして、最後の皆さんと一緒に1年間のラストに、県立高森高校への強力なバックアップの予算を計上させていただきました。県教育委員会の魅力アップ化に対する取組みを、高森町として強力にバックアップする。人づくりはまちづくりというところで、長年先輩たちが築いてこられたこの理念をしっかり予算として反映をさせていただきました。特に、全国からこの教育や福祉の取組みに関しての寄附等の応援をたくさんいただきましたので、改めまして感謝を申し上げまして、最大限のバックアップをさせていただきたいというふうに思っております。

議会議員の皆さんからも、高森高校に関する一般質問や質疑これまで12年間たくさん出てまいりました。今後も御理解と御協力をあわせてお願いを申し上げたいというふうに思います。さて、本定例会では、委員の選任、計画の策定、指定管理者の指定、そして条例の一部改正などの同意3件、議案16件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案14件を提案いたしております。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

ただいま御挨拶をさせていただきましたが、1点追加で御挨拶をさせていただきたいと思います。今、私がちよっとそこの部分が足りなかったことを、議長から御指導



いただきましたので追加させていただきたいと思います。

昨日、熊本県菊池郡にあるサンユー工業という会社さんが、高森町に進出なされるということで地鎮祭が開催されました。大変、会社としては老舗の有名な会社でございます。そして、高森町内にある意味その支店、要は工場をしっかりと建てられて、その中で理念として働きやすい環境をつくるということで、特に女性の働き盛りの方が働きやすい環境をつくるということで、聞くところによりますと子どもさんを預けられる形だったり、そういうソフト的なところも非常に充実なされる。そして、女性活躍推進法もしっかり今改正も議論されどんどん進んでくる中で、当町としてもそういうことを思われて当町に進出していただく企業が1社増えたということをお報告させていただきたいというふうに思います。

一方では、人手不足、働く人が足りないというところもございまして、どうぞ各地域の住民の皆様のご現状に精通なされている議員さんにおかれましては、お仕事等が何かないかという相談を受けられたり、いろいろな相談があられると思いますので、政策推進課の方にでもいろんなお話をさせていただければ、大変ありがたいというふうに町として考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回高森町議会定例会を開会します。なお、総務課財政係長、木村允哉君からは欠席の報告がっております。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により6番芹口誓彰君、7番立山広滋君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月7日に行われました議会運営委員会において、本日から16日までの8日間と決定しておりますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

12月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いをします。産業厚生常任委員長の報告をお願いします。産業厚生常任委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君） おはようございます。8番、本田です。

産業厚生常任委員会の報告を申し上げます。2月7日午前11時より、総合センター2階大会議室におきまして、産業厚生常任委員4名、建設課より課長、課長補佐、審議員3名の出席をいただき委員会を開催いたしております。協議内容につきましては、1点目に西原・日の尾峠線山林等への進入路協議結果について。2点目に、町道再編について協議をいたしております。

1点目の西原・日の尾峠線山林等への進入路につきましては、これは防災道路のことです。立派な防災道路が出来ておりますけれども、一部区間についての進入路について、地元の部落の皆さん方からの要望、また地権者の方からの要望などについての報告が課長からなされております。委員さん方からの御意見といたしましては、今後地元の地権者の皆さん方と慎重に協議をなされ進めていただきたいという御意見でございました。

2点目に町道再編につきましては、建設課審議員より説明がなされております。変更となる箇所は、路線番号67番、山鳥・上ノ原線になります。昨年度末までの総合評価時点では一部所管替えのところ、存続に変更させていただきたいとの説明がなされました。変更理由につきましては、山鳥・上ノ原線終点の山側の方で水源涵養林等の整備協定に伴って、現在作業道路の舗装工事を進めております。一応、今年度中に

完了する予定と伺っております。これに伴って、阿蘇山への登山ルートとして活用されるために、阿蘇山ということで観光施設が新たに追加となるというようなことをございます。

委員さんからの御意見といたしましては、この路線だけではなく慎重に協議を進められるようにと意見が出されておりました。また、課の方からは、駐在員会議等におきましても報告はなされているとのこととあります。また、委員さんから観光、防災が1つの存続の理由としてなるようなルートは、政策推進課や防災が絡めば総務課などと連携を取られるよう意見が出されておりました。以上報告を申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 続きまして、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君） おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告をいたします。令和4年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、2月7日に委員会を開催。会期につきましては、ただいま決定をいただきましたとおり3月9日から3月16日までの8日間の会期とし、10日に一般質問、11日に各常任委員会、14日に特別委員会を開催することにいたしました。

次に、2回目の議会運営委員会を3月1日に開催することとし、一般質問の通告期限は2月28日の正午までと決定しました。3月1日に2回目の委員会を開催いたしました。一般質問の取扱いについて協議し、期限までに通告がありました3名の議員の一般質問の順番につきましては、議会運営基準に基づき、通告順によって1番後藤三治君、2番津留智幸君、3番後藤巖君と決定いたしました。なお、質問時間は答弁時間を含め原則1時間であります。

次に、3月4日3回目の委員会を開催、議案の取扱いについて協議しました。同意第1号から同意3号の各委員の選任及び議案第4号から第6号の指定管理者の指定につきましては本日採決。議案第7号、第8号の辺地に係る公共的施設の整備計画の策定、変更については、総務文教常任委員会付託。議案第9号から第11号の町道の路線の一部変更、廃止、認定については、産業厚生常任委員会付託。議案第12号熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については本日採決。議案第13号高森町避難

行動要支援者名簿に関する条例の制定については、産業厚生常任委員会付託。議案第14号高森町課設置条例の一部改正、議案第15号高森町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、総務文教常任委員会付託。議案第16号高森町手数料条例の一部改正、議案第17号高森町地籍調査推進委員設置条例の一部改正については本日採決。議案第18号高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、産業厚生常任委員会付託。議案第19号高森町国民健康保険税条例の一部改正については、総務文教常任委員会付託。議案第20号令和3年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会付託。議案第21号から26号までの令和3年度高森町各特別会計補正予算について、第21号から23号は産業厚生常任委員会付託。第24号、25号は本日採決。26号は総務文教常任委員会付託。次に、議案第27号令和4年度高森町一般会計予算については、各常任委員会付託。議案第28号から第33号までの令和4年度高森町各特別会計予算について、第28号から第32号までは産業厚生常任委員会付託。議案第33号は、総務文教常任委員会に付託することを決定いたしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。4番、牛嶋です。

議会広報特別委員会の諸般の報告をいたします。12月定例議会終了後、議会広報第84号の作成に向けて本年1月6日、1月14日、1月20日、最終チェックを1月26日に開催し、2月の8日に全世帯配布をいたしました。今回は、表紙に清栄山からの令和4年の元旦の初日の出を掲載いたしました。なかなか表紙に関しては、毎回苦慮しているところでございます。

2頁から4頁は、12月定例会で可決された一般会計補正予算の主なもの及び質疑応答を紹介いたしました。5頁は、10月に開催された臨時議会の結果報告、6頁から8頁には5名による議員の一般質問を掲載いたしております。9頁から10頁は、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会報告をそれぞれ掲載いたしております。

11頁は、町民の声として2名の方に依頼し、快く引受けていただきましたので紹介

をいたしております。また、今後お願いする町民の方には、よろしく御協力をしていただきたいというふうに思っております。

最終頁は、11月にオンラインではありますが議会広報研修会がございまして、その模様を掲載しております。この研修会で、高森町議会広報について良いところ、また指摘事項等を他町村の議員からございまして、今後はこのアドバイスを真摯に受け止め、議会広報の作成に活かしていくことを確認しました。

今後とも、議会広報の作成等に御協力よろしくお願いたします。以上で、議会広報特別委員会の諸般の報告をいたします。

○議長(佐伯金也君) 次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員(立山広滋君) おはようございます。7番、立山です。

監査委員より諸般の報告をいたします。12月21日、1月18日、2月22日に例月出納検査を実施いたしました。今回も、基金の管理状況及び帳票の記載状況について入念にチェックしましたが、何ら不備は見当たらず適正に処理をされておりました。

また、12月21日に地方自治法第199条第7項及び高森町監査規程第8条第1項の規定に基づき、財政支援団体の監査を実施いたしました。奥阿蘇物産館、奥阿蘇特産品加工場及び観光交流センターの管理者から関係書類の説明を受け、また現在の運営状況等の聞き取りをいたしました。いずれの団体におかれましても、コロナ禍の中で厳しい状況に変わりはありませんが、今後は指定管理者と所管課との連携を密にされ、運営等における協議、検討、助言に努められるよう指導いたしました。

また、2月1日から3日まで定期監査を実施し、各課局の担当から令和3年度の執行状況の説明を受けました。いずれの課局におかれましても事業の遂行に苦慮されていますが、予算の執行状況を把握され、執行残は3月議会補正で減額するなどの措置をしていただき、極力不用額が発生しないよう努められるよう監査の方から助言をいたしました。

以上をもちまして、監査委員の諸般の報告といたします。

○議長(佐伯金也君) 以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第1号 高森町農業委員の選任について

○議長（佐伯金也君） 日程第4、同意第1号、高森町農業委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第1号、高森町農業委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本町における農業委員の任期は、本年3月31日をもって満了を迎えます。そのため、新たに委員を選任する必要があるとございます。農業委員の選出につきましては、平成27年の農業委員会法改正により、従来の選挙による選出から市町村長の任命へと変更をされました。その際、任命にあたっては議会の同意を得る必要があると規定されたことから、今回御提案するものでございます。

内訳といたしましては、農業者の中から任命する委員としまして、本田逸雄氏、高崎堅誌氏、谷川春水氏、後藤則和氏、宇藤信喜氏、芹口民雄氏、甲斐幸一氏、二子石富士夫氏、下田修一氏、野尻範仁氏、大西六三氏の11名。農業者が組織する団体、その他の関係団体からの推薦に基づき任命する委員としまして、吉良山友二氏、三森伸治氏の2名。農業委員会の所掌する事項に関し利害関係を有しない者として任命する委員としまして、山村珠美氏の1名です。合計14名でございます。いずれの方も農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方々でございます。

御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、高森町農業委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町農業委員の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（佐伯金也君）高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

- 町長（草村大成君）同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町固定資産評価審査委員を務めていただいております甲斐末久氏は、令和4年3月22日をもってその任期が満了し、引き続き同委員を務めていただきたく選任をお願いするものであります。同氏は、人格識見高く固定資産評価審査委員として適任者であります。同委員の選任については地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。これから同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件については同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第6 同意第3号 高森町監査委員の選任について**

○議長（佐伯金也君） 日程第6、同意第3号、高森町監査委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意3号、高森町監査委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

現高森町代表監査委員の古庄良一氏は、令和4年4月30日をもって任期が満了し、引き続き同委員を務めていただきたく選任するものであります。同氏は、人格識見高く、また公平中立で広く社会の実情にも通じ、現在阿蘇郡監査委員協議会の会長の職を任命されており、監査委員として適任者でありますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、御提案申し上げましたが、御審議の上御同意いただけますことをお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件については、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第7 議案第4号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について**



○議長（佐伯金也君） 日程第7、議案第4号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） おはようございます。議案第4号で提案いたしました、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、高森町観光交流センター条例第10条第2項の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文にのっとりまして、今回高森町観光協会を指定管理者として指定するものでございます。議案書をご覧ください。まず、対象施設は高森町観光交流センターです。指定管理者となる団体の名称は、高森町観光協会、会長、村上誠治氏です。

次に、指定の期間といたしましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものでございます。

以上、今回提案しております内容につきまして御説明いたしました。御審議いただきまして御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第4号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第5号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（佐伯金也君）日程第8、議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君）おはようございます。

議案第5号で提案いたしました、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理の選定を行うことができるという条文にのっとり、今回有限会社甲斐商店を指定管理者として指定するものであります。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役甲斐一郎氏でございます。

次に、指定の期間といたしましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提出するものであります。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第6号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（佐伯金也君） 日程第9、議案第6号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君） 議案第6号で提案いたしました、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文にのっとり、今回有限会社ヴルスト阿蘇を指定管理者として指定するものであります。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、取締役中村敏治氏でございます。次に、指定の期間といたしましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものであります。

以上、今回提案しております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第7号 辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について

○議長（佐伯金也君） 日程第10、議案第7号、辺地に係る公共的施設の整備計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 議案第7号で御提案いたしました、辺地に係る公共的施設の整備計画の策定について御説明申し上げます。

この整備計画は、事業実施に伴いまして必要となる財源の確保に関するものでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき、御提案するものでございます。まず、今回新たに辺地計画を策定する整備計画は、水路の改修に係るものでございます。この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入されることになりまして、町財政にとりましても大変有利なものとなります。

菅山辺地の総合整備計画書をご覧ください。水迫地区の水路の改修では、地域の高齢化と作業道の確保が困難なことから改修整備を行うものであります。農業用水の安定供給を図るものであります。水路の改修の年次別計画につきましては、次ページの

計画表のとおりでございます。

なお、今回提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、令和4年2月25日付けで同意を得たところでございます。また、詳細な事業内容につきましては担当課より説明をいたします。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただきまして御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）おはようございます。

それでは、議案第7号、辺地に係る公共的施設の整備計画の策定につきまして、事業の詳細について私の方から御説明を申し上げます。

事業の内容といたしましては、国の団体営農業農村整備事業という事業を活用いたしまして、菅山地区の水路等施設の改修を行うものでございます。場所でございますけれども、菅山の水迫地区、町道取首・水湛線がございまして、その富永 頼秋氏のお宅がございまして、その家のところから、途中から左に入った農道のその先となります。町道から棚田を右下に見たときに、左側の方が今回の現場となります。事業年度につきましては、令和4年度から5年度までの2箇年間で、令和4年度実施設計としまして500万円。令和5年度に、延長265メートルの水路工事費としまして1,600万円を計上いたしております。

現況でございますけれども、250ミリのU字溝、それとそれ相応の集水桝等が現在は敷設してございます。現時点での計画といたしましては、それらの水量を考えまして、その水量に見合うような水路への更新を計画いたしております。事業の詳細につきましては以上でございます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 辺地に係る公共的施設の整備計画の変更について

○議長（佐伯金也君）日程第11、議案第8号、辺地に係る公共的施設の整備計画の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君）議案第8号で御提案いたしました、辺地に係る公共的施設の整備計画の変更について御説明いたします。

この整備計画の財源に関する財政上の特別措置の法律に基づく提案であり、辺地債の交付税措置につきましても議案第7号と同様の内容となっております。

まず、芹口辺地の総合整備計画書をご覧ください。町道整備の変更内容につきましては、計画書にありますように町道男原線の道路改良の年次計画において、令和4年度の事業費の変更に伴うものでございます。また、芹口地区の用水路の改修では、幹線用水路の未整備箇所を改修と管理用道路の整備を年次計画で行いまして、農業用水の安定供給と施設の維持管理の合理化を図るものでございます。道路整備及び用水路の改修の年次計画につきましては、次ページの計画表のとおりでございます。

次に、尾下辺地の整備計画書をご覧ください。町道片山・下山線道路整備事業におきましては、年次計画において令和4年度の事業費の変更に伴うものであります。

また、大切畑橋橋梁架替事業におきましては、国の長寿命化計画に伴う架け替えを年次計画で行うものでございます。道路整備及び橋梁架け替えの年次計画につきましては、次ページの計画表のとおりでございます。

なお、今回提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、令和4年2月25日付けで同意を得たところでございます。また、詳細な事業内容につきましては、各担当課より説明をいたします。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただきまして御決定賜りますようお願い申し上げます。御説明理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長。今、大切畑橋と言われましたよね。大畑橋の間違い  
ですよ。

○政策推進課長（荒牧久君）失礼いたしました。大畑橋に訂正をさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第8号、辺地に係る公共的施設の整備計画の変更について、  
建設課の所管事業分につきまして御説明を申し上げます。

まず、芹口辺地でございますが、議案を3枚ほどめくっていただいてこの横向きの  
表で御説明をしたいと思います。施設別年次別計画表という表でございますが、こち  
らに男原線道路改良事業の変更ということでございます。こちらは、令和3年度に測  
量設計を実施いたしまして、その成果に基づき附帯工事等を含む総事業費の概算額、  
それから財源の見込み等が出ましたことから、令和4年度の事業分の変更を行うもの  
でございます。

2行目になりますが、令和4年度の事業分の括弧書きをご覧いただきたいと思いま  
す。令和4年度の事業費を4,270万円。また、特定財源といたしまして2,28  
0万円。これは、防災安全社会資本整備交付金になります。それから、辺地債で1,  
980万円。最後に、一般財源を10万円として計画するものでございます。

建設課分につきましては以上でございます。続いて、尾下辺地の変更について御説  
明をしたいと思います。その表から5枚ほどめくっていただきますと、同じく横向き  
の表があると思います。尾下辺地の施設別年次別計画表になります。

まず、片山・下山線道路整備事業から御説明を申し上げます。中段ほどの令和4年  
度の方でございますが、まず、今回変更で上げてございますが、現在の辺地計画につ  
きましては平成30年度に議会の御承認をいただきまして策定しているものでござい  
ますが、その中では令和5年度までの事業ということで計画をされておりました。今  
回、令和5年度の事業分を前倒しいたしまして、令和4年度に工事完了を目指すとい  
うことで計画するものでございます。括弧書きが変更後になります。変更後は、道路  
延長340メートル、事業費1億1,250万円。特定財源といたしまして、6,2  
70万円は国の防災安全社会資本整備総合交付金になります。そして、辺地債で4,  
980万円として計画するものでございます。

次の大畑橋橋梁架替事業につきましては、これは町道峰の宿・牧戸線の中に係る大畑橋でございます。これにつきましては、国が定めております橋梁長寿命化計画に基づき、令和4年度から3箇年で実施をするように新たに計画するものでございまして、令和4年度、5年度、6年度、設計を含む総事業費といたしましては1億9,200万円を見込んで架け替えを実施をしようとするものでございます。

なお、橋梁長寿命化計画に基づきまして、本町では令和4年度から令和6年度にかけて、この大畑橋を含めて12箇所の橋梁の補修、または架け替え等が必要になっております。

特に、令和5年度から6年度にかけての事業費が増えることによりまして、事務作業も含めまして事業量も増えるということが極端に見込まれておりますことから、先ほど申し上げました片山・下山線の改良工事を前倒しすることによりまして、年度間の道路関係全体の事業費と事業量の平準化を図ることを目的として、今回片山・下山線は1年前倒しということで計画をさせていただいているということでございます。

以上、建設課からの事業概要の説明を申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）議案第8号、辺地に係る公共的施設の整備計画の芹口辺地の変更分につきまして、事業の詳細について農林政策課の分につきまして御説明を申し上げます。

事業といたしましては、先ほど御説明いたしました菅山辺地と同様に国の団体営農業農村整備事業を活用しまして、芹口地区の水路施設等の整備を行うものでございます。

まず場所でございますけども、芹口集会所から菅山に繋がります町道菅山・芹口線がございまして、その沿線沿いにございます。そこに素掘りの土水路がございまして、その土水路を改修するものでございます。その際の管理用道路も一緒に整備を行うこととなっております。

事業年度といたしましては、令和4年度から6年度までの3年間を予定しております。



す。令和4年度に実施設計としまして、600万円、令和5年度、6年度におきまして、延長100メートルの水路の整備工事及び管理用道路281メートルの附帯工事この3、600万になりますが、予定では1,800万ずつの2箇年ということで予定をしております。現況は、先ほど申しましたとおり素掘りの土水路となっております。ですので、現時点ではコンクリートの2次製品等で施工をしていくことを考えております。管理用道路の整備といたしましても、コンクリート舗装で整備をしていく予定としております。

事業の詳細につきましては以上でございます。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長。今説明された実施設計600万円ほどと言われたけれども、これでは650万になってますよね。

○農林政策課長（後藤一寛君）今説明の中で、実施設計600万と申しました。650万円の誤りでございます。訂正させてお詫び申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）おはようございます。5番、後藤です。

尾下辺地についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

今回、尾下辺地では片山・下山線の道路改良と橋の工事ということで上がっておりますが、橋の方は先ほど説明いただきましたので結構ですが、道路についてちょっとお伺いしたいと思います。

先ほども担当課長申されたように、平成30年に尾下辺地総合整備計画が立てられまして、同年9月変更は一度されております。その時の総務課長の説明では、この道路は将来高森から、この下山から竹田市に繋ぐという計画があるという説明の中で、1回目の変更は議員さん認められたというふうに思います。今回さらに2回目という変更になります。

そこでちょっとお聞きするんですが、今回の4年度当初は230メートルだったのが、340メートルに要するに5年度分を前倒したということでございますが。この理由として、改良に必要な水道管の移設等の附帯工事費を含め、工事費がなんと3,000万から1億1,200万に増えております。単純であります。計算しますと

100メートル近く増えておりますので、4,500万、5,000万ぐらいだなと私は思っていたんですが、8,000万近く増えているという理由ですね。これをちょっとお聞かせいただきたいなど。詳しくです。

それから、昨年9月私が町長にこの片山・下山線のことにつきまして一般質問をさせていただきました。30年の9月に総務課長がそういうふうに話されたことを町長さんの方もお認めいただきましたが、町長さんの言葉としてもしこれが繋がれば夢のような話ですねというお話でございました。

そして、付け加えて竹田市との協議についてはまだやっていない。その理由として、竹田市側で選挙があって前市長さんがお辞めになったと。その後何もしてないということでしたが、昨年9月から3月まで6か月間経ちました。何かそういうお話をされているのかどうか。私が一番心配するのは、30年の9月に変更計画がされた時に、それまで私たちが知らなかった下山から竹田に繋がる道ができるというお話のもとで変更を認めたのが、今度また変更になって、整備されることはもちろん良いことです。良いことですが、この道が将来繋がらなくてももしそういう話が立ち切れになった場合、当時私たちが変更を認めた議員として、その後町民にどのように顔を向けたらいいのかということをお聞きしたいと。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託されると思います。さらに、工事関係については産業厚生常任委員会でも審議いたしますが、議員各位にもやはり将来のことですので、その辺も十分慎重に協議していただいて決定いただくようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）今の質問に対するの答弁は、今から10分ほどちょっと休憩をいたします。11時20分から再開をいたしますので、それからすぐに建設課長、町長の方に御答弁をいただきたいと思います。それでは、11時20分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き、議会を再開いたします。5番、後藤三治君の質問に対しての答弁を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）5番、後藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

尾下辺地の中で片山・下山線の道路整備事業、こちらが令和5年度分を前倒しということについて、それについて事業内容、距離や事業費が当初よりも大きく膨らんでいるということはどういうことなのかという御質問だったかと思えます。

まず道路整備、平成30年度に策定されております年次計画に基づいて進めていくわけなんです、やはり年度年度で計画よりもずれて増えたり減ったりとしていく部分があると思えます。そして、最終年度、令和5年度分を前倒して令和4年度に実施しようとしているわけですが、最終年度の調整として最終的には当初計画の4年度の230メートルから340メートルに、最終的にこうなったということで御理解をいただきたいと思えます。

それから事業費につきましては、1つはやはり30年度の計画以降ではあるんですけども、熊本地震からの復興係数がやはり今年も年々増加しているということが1つ言えるということと、ちょっと繰り返しになるんですけども、辺地計画の年次別計画では、均等に平成30年度、令和元年度、2年度、3年度、4年度と均等に距離と事業費を出して計画を立てておりましたけれども、最終年度で下山の集落内に入っていくということで、構造物が増えてきているということもあります。その関係で最終年度事業費が増えたということもあります。

それと、先ほど申し上げました復興係数の関係で材料費の単価が上がっている、人件費の単価も上がっているということが今回の増額の要因ということと言えるかと思えます。ですので、繰り返しになりますが、事業内容、延長の増額分以上に今回ちょっと事業費が膨らんだということが以上の説明で終わりたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）5番、後藤議員の辺地計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

国の国土強靱化の方向性に伴い、肅々この下山・片山線の将来、もしくは他の町道のこの連結に関してもしっかりと取り組んでいるところでございます。1点申し上げたいのが、新型コロナウイルスの関係で、実際フェイストゥフェイスの協議というのがなかなか各自治体も含めて、近隣自治体も含めて厳しい状況がございますので、回数は減ってはおりますが肅々と進めているところでございます。

それと、今岩下課長が御答弁なされましたが、今回の予算提案に関しては増額でございまして、下山・片山線の当初の事業計画概要書は当時の議員さん方に配布をし、もしくは御説明をきちっと建設課がしているわけでございますが、その最終的な金額よりも最終的には安くなるのではないかなというふうに私自身は捉えているところでございます。そこは、産業厚生常任委員会の方でしっかり御説明を多分建設課の方がすると思いますし、その辺りは議論をしていただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） ただいま担当課長並びに町長の方から答弁いただきました。

平成30年に計画し、その時に大まかな積算がされていたと思います。地震後の高騰によりまして金額が上がったというのも理解します。それはそれでいいんですが。1つ、今度は部落内に入るということで構造物等が増えると。当然、後で4年度の一般会計予算が出ますが、用地費等の買収などは全然出てこないのかなとも思いましたので、もうそれは既に終わっているのか。

それから町長さんの方には、このような時期で自治体間のそういうお話がなかなか出来ていないということも理解します。ただ、最終的にここから竹田市に道が繋がるのか。そこはやはり確認しておきたいと。これ出来ないということになれば理由付けになりませんので、そこら辺を町長さんの気持ちだけでもお聞きしとかなないと、何も無いのに私たちが全ての予算を認めたということであれば、議会の本質が問われますのでその辺をお願いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君） 建設課長、岩下徹君。自席の方でよろしく申し上げます。

○建設課長（岩下徹君） 自席から失礼させていただきます。後藤議員から御質問いただきました、令和4年度の当初予算で用地費等を含まれてないということでございました。

が、片山・下山線につきましては、用地買収につきましては平成28年度に全て終了をしておりますので、用地費等の予算は発生いたしません。工事費及び電柱の移設関係のみということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）5番、後藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず議員が1番御承知だと思っておりますが、この計画は当初竹田と繋ぐというところでスタートしたわけではございません。そこだけははっきり御説明をいたしております。それと、平成30年の時に総務課長が、そのように国の国土強靱化の方向性も含めて、これがやはり将来繋ぐというところに実現に向かって努力すると。それは非常にこれは効果的だろうというところで、現在それが将来議論の上によって実現できるように、私たちが粛々取り組んでるところでございます。

また、これは1点ありますが、他の町道も議員さん方それぞれの皆さんが、この今回の4年間も含めて御提案なされた道路ございますが、執行部としてはやはりこれは何らかの形で繋げる努力をやはりやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）よろしいですか。

○5番（後藤三治君）あとは常任委員会で。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

## 日程第12 議案第9号 町道の路線の変更について

○議長（佐伯金也君）日程第12、議案第9号、町道の路線の変更についてを議題としま

す。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第9号で御提案いたしました、町道の路線の変更につきまして提案理由の説明をいたします。

今回路線の変更を行いますのは、路線番号73草川原・前原線と、路線番号76前原・日の尾峠線の2路線でございます。いずれの路線も、町道西原・日の尾峠線、通称復旧復興防災道路の開通に伴いまして、終点の付け替えを行ったことによる変更でございます。

まず、草川原・前原線につきましては、変更前の終点、高森町大字上色見字前原311番1地先から、変更後の終点、高森町大字上色見字前原308番3地先へ変更。続いて、前原・日の尾峠線につきましては、変更前の終点が高森町大字上色見字根子岳3番1地先から、変更後の終点、高森町大字上色見字前原311番2地先へと変更するものでございます。具体的な説明につきましては、次のページをご覧くださいと思います。

次のページの変更前と変更後の図面でございますが、右側の変更後で御説明をいたします。赤い太字の線があると思います。これが変更となる草川原・前原線でございます。赤い太い線の上の方の矢印の部分が終点の変更箇所になります。新しく出来ました青い線、西原・日の尾峠線の手前、日の尾峠線に突き当たる手前のところで、右に曲がって前原・日の尾峠線に先に接続させるという線形をとっております。

続いて、次のページで前原・日の尾峠線について説明をします。次のページ右側の変更後をご覧ください。赤い太線が前原・日の尾峠線でございます。青い線、西原・日の尾峠線に接する箇所で矢印部分がございしますが、そこが終点の変更箇所となるところでございます。変更前は真っすぐ上の方に延びて鍋の平キャンプ場まで続いておりましたが、町道西原・日の尾峠線の開通に伴いまして日の尾峠線と接する場所で終点としました。変更することによってですね、この前原・日の尾峠線、これは延長が1,033メートルから594.5メートルに短縮されるということになるものでございます。

以上、町道の路線の変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があることから今回提案したものでございます。御審議いただき、

御決定賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いし  
ます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質  
疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、産業厚生常任委  
員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 町道の路線の廃止について

日程第14 議案第11号 町道の路線の認定について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第10号、町道の路線の廃止について及び日程第  
14、議案第11号、町道の路線の認定については一括審議とします。本案について  
提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第10号、町道の路線の廃止について及び議案第11号、町  
道の路線の認定につきましては、関連がございますので一括して提案説明をさせてい  
ただきます。まず、議案の詳細の説明に入ります前に、この議案を提案するに至った  
経緯について若干御説明をさせていただきたいと思えます。

町が管理する道路、つまり町道の施設につきましては、建設後50年以上経過する  
割合が高くなってきております。建設当時と比べて、町道としての利用目的それから  
状況が大きく異なる路線が多くなってきているということ。また、管理にかかる仕事  
量や維持管理費用も多くなってきているという状況でございます。そのため、高森町  
では路線ごとの必要性を検討するなど管内道路網の見直しについて着手をいたしました。  
イメージとしましては、高森町の全ての町道をステップごとに検討を行っております。

具体的には、沿道集落や家屋の有無、車両通行の可否、日常生活、物流、観光関連施設といった各施設へのアクセス路、またバス路線であるかどうかというように検討を行いまして、見直しを行う必要がある町道の抽出を行っております。その結果、25路線の町道の見直しをすることになったものでございます。足早に経緯を御説明いたしました。見直し対象となった25路線につきましては、議案第10号で全て廃止をさせていただくものでございます。先ほどの25路線について、この議案第10号で全て廃止ということです。路線ごとの詳細な説明をしますと、ちょっと時間の都合上割愛をさせていただきますが、具体的な場所につきましては図面を添付しております。図面の1から4枚でございます。こちらで御確認をいただければというふうをお願いいたします。

次に、議案第11号におきまして、先ほど廃止する町道の説明を行いましたが、議案第11号におきまして町道の認定を行うものでございます。先ほど10号で廃止する路線の説明をいたしましたが、その中でも一部町道として残す必要がある箇所が14路線でございます。その14路線について、町道の認定をするものでございます。具体的な場所につきましては、同じく図面を添付しておりますが、図面の1から3までで御確認をいただければというふうに思います。

今回、町道の道路網の見直しにつきまして、これまで産業厚生常任委員会ですとか議会全員協議会において、議員の皆様方への説明を行いました。また、駐在員さんへの会議の場でも説明をさせていただいておまして、皆様方に御理解をいただき今回町道の路線の廃止、それから認定について提案をさせていただくものでございます。

以上、今回御提案しております議案第10号、町道の路線の廃止について及び議案第11号、町道の路線の認定についてその概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。



お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第10号及び議案第11号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第12号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（佐伯金也君）日程第15、議案第12号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）こんにちは。

議案第12号で御提案いたしました、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

宇城市が、令和4年6月30日付けをもって共同処理事務の一部であります交通災害事務からの脱退の申し出があったことに伴い、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので御提案申し上げます。

御審議いただき御決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第12号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及

び規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第12号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 高森町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

○議長（佐伯金也君）日程第16、議案第13号、高森町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）こんにちは。

議案第13号、高森町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者について、名簿の作成が義務付けられますとともに、令和3年5月の改正により災害時の避難支援などを実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本町でも、本町度から県の避難行動要支援者避難支援体制構築補助金を活用し、個別避難計画の作成に取り組んでいるところですが、平常時におきましては、避難行動要支援者本人の同意がなければ避難支援などの関係者に名簿情報の提供ができないため、各地域において自ら避難することが困難な方の把握が難しく、災害時の安否確認や円滑かつ迅速な避難支援も困難な状況にあります。

このため、平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例、すなわち本人の同意なしで名簿情報の提供を可能にすること及びその他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを支援し、避難行動要支援者の生命、身体を保護することを目的にこの条例を制定するものです。

よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明

といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）6番、芹口です。

この条例につきまして、何点かお尋ねしたいと思いますが、阿蘇品課長よろしくお願ひしたいというふうに思います。まず、名簿の対象者であります要支援者。これにつきましては、本人の申請なくして町が職権でいろいろ登録をされるのが1点。

それからもう1つは、この名簿の情報についてはどういった情報を名簿として記載をされるのか。なぜかと言いますと、第4条におきまして非常に名簿の管理状況厳しいものがございます。したがって、どういった情報をこういった名簿に記載されるのか、内容についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。自席どうぞ。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）芹口議員の質問にお答えいたします。

まず名簿についてですが、最初は平成25年の災害対策法の一部改正により名簿を作成することになった折に、民生委員さんの調査により名簿の方を作成しておるところでございます。その際、提供するという同意の方は取っておりませんが、調査をして名簿の方を作成しておるところでございます。

項目につきましては、氏名、性別、電話番号、避難経路などを提供する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）6番、芹口誓彰君。

6番（芹口誓彰君）6番、芹口です。

そういった名簿情報、これは平常時におきましては町長が避難支援者、ですね。いわゆる消防機関、それから警察、消防団、民生委員、児童委員、駐在嘱託員、集落支援員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に関わる関係者ということで、非常に多くの方々に名簿を提供するような定めというふうになっております。さらに、行動支援者の同意を得ることを要しないというふうにもなっております。

ただ、第2項におきまして、避難行動要支援者が規則で定める方法により拒否の申

し出もできるようになっております。ただ、私規則を見ておりませんのでわかりませんが、この要支援者の方で高齢者の方であって認知症の方々も含まれるというふうに思いますし、また障がい者の方でこの申し出ができるかどうか。そういった意思表示ができない方もおられるかというふうに思います。そういった方々が、同居する親族の方、家族の方が代わって拒否をできるかどうか。そういった定めについて必要ないのかどうかについてお尋ねをいたします。

もう1点は、そういった名簿を第4条におきましては管理状況に関する報告を求め、または当該名簿の情報の管理状況を検査することができるという非常に厳しい定めがございますが。では、この名簿をどういった状況で管理するのがベターなのか。管理方法。どういった方法でしたらいいのか。そういったことについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）芹口議員の御質問にお答えいたします。

まず、拒否のできるということになっておりますし、意思表示の難しい方がいらっしゃるのも承知しておりますので、そういった拒否をされるなど意思の確認につきましては、これからしっかり関係機関と協議しまして考えてまいりたいと思っております。

また、検査につきまして、管理方法につきましては、基本的には個人情報ですので施錠された環境でというところが適切であると思うんですけども、その辺りも関係機関としっかり個人情報を守るためにどういったことができるのかというところを協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）管理をあんまり厳しくすると、もうそういった名簿は私たち要らないよというような方も出てくるかもしれませんし、やはり十分そういったことも検討していただいてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

こういった支援者の方はやはり災害弱者でございますので、災害が発生した場合1人の犠牲者も出ないようなそういった取組みもよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第14号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第17、議案第14号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）議案第14号で御提案いたしました、高森町課設置条例の一部改正について提案の理由を御説明いたします。

本年4月1日から、課の分掌事務についての移動を行うために条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、現在住民福祉課の分掌事務とされておりました出張所に関する事項について、総務課の分掌事務とするものでございます。所管替えにつきましては、今後益々進むであろう人口減少の中で、住民サービスが低下しないように仕組みづくりを構築するものでございます。

今後の出張所のあり方を検討してまいり所存でございます。具体的には、昨年郵便局と高齢者や子どもの見守りなどの包括の連携に関する協定を締結しておりますが、出張所と郵便局との連携について協議を進めていくものでございます。このことにより業務の情報共有が強化され、さらなる住民サービスの向上を図るものでございます。現在、郵便局も各種証明の発行を可能になっておりますので、その辺の協議も含めてまいりたいというふうに思っております。

以上、御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願い申しまして提案の理由といたします。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第15号 高森町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第18、議案第15号、高森町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）議案第15号で提案いたしました、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

消防団員の確保に向け団員の処遇改善を図るために、団員等の報酬額を引き上げるものでございます。団員の報酬は、昨年総務省消防庁により、処遇改善のための報酬引上げへの通知がっております。その中で、団員階級の報酬基準額が3万6,500円と定められております。新旧対照表をご覧ください。それに合わせまして、団員の年額報酬を2万7,000円から3万6,500円に引き上げるものでございます。その上位の階級、団長以下班長までについても、団員の標準額と均衡のとれた額となるように定めるものでございます。約35パーセントのアップでございます。

なお、年報酬については、これまでは各分団ごとに一括して支給をしておりますが、今後は個人支給とするところでございます。

以上、御説明申し上げますが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第16号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第19、議案第16号、高森町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）議案第16号で御提案いたしました、高森町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料について定められているところでございます。新旧対照表の別表区分の第10をご覧ください。これまで火薬類取締法に関する事務を熊本県が行っておりましたが、令和4年度から権限移譲により、火薬類の譲り渡しと譲り受けの許可を町に権限移譲されることになりました。したがって、許可申請手数料の徴収義務が生じることとなることから、県同様の手数料を設定する条例の一部を改正するものでございます。具体的には、採石場の火薬、俗に言うダイナマイトですね。そういう譲り渡しの手数料ということになります。

以上でございます。主な内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案理由とさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、高森町手数料条例の一部改正についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第17号 高森町地籍調査推進委員設置条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君） 日程第20、議案第17号、高森町地籍調査推進委員設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君） 議案第17号で提案いたしました、高森町地籍調査推進委員設置条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、一筆調査時の地籍調査推進委員の報償費について今まで内部規定により定めておりましたが、条例等により明文化する必要があるため今回改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。まして提案説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。



これから、議案第17号、高森町地籍調査推進委員設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町地籍調査推進委員設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、1時から再開をいたします。暫時休憩でございます。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続きまして議会を再開いたします。

-----○-----

日程第21 議案第18号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第21、議案第18号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）議案第18号で御提案いたしました、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、概要を御説明いたします。

印鑑登録証明事務は市町村の自治事務であり、各自治体は条例等を根拠に執り行っておりますが、根拠となる規定の統一性を図るために、総務省から示されている印鑑登録事務処理要領が改められたこと及び、電子計算機による事務処理を明確にすることなどをあらわすため、今回本町条例の一部改正を行うものです。

よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第22 議案第19号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第22、議案第19号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）議案第19号で提案いたしました、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、未就学児に対し国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、必要な改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第20号 令和3年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第23、議案第20号、令和3年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第20号で御提案いたしました、令和3年度高森町一般会計補正予算第15号について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度の年度末を控え歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ4,175万7,000円を減額し、予算の総額を90億161万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明いたします。第1款町税につきましては、現時点での収入見込額を4,763万4,000円増額をいたしました。第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものでございます。

3ページをご覧ください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1億2,594万8,000円減額いたしました。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入金はなくなります。第22款町債につきましては、事業の未実施等により県との協議の中で減額が必要となった地方債等の補正を行っており、今年度借入れ予定としまして総額3億571万2,000円となります。

4ページをお開きください。歳出全般にわたりまして、必要経費の最終見込みにより主に減額補正をしておりますが、一部追加の補正をしております。

6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページをお開きください。第3表債務負担行為補正につきましては、16項目を追加しております。このうち1番から10番までの項目については令和4年度の1年分を計上、11番以降の項目はそれぞれの期間に係る限度額を計上したものでございます。

8 ページをお開きください。第4表地方債補正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県との協議により6つの地方債の借入れ限度額を変更して、3つの地方債について事業の未実施等の関係で借入れが不要になったものを廃止いたしております。

歳出の中で今回増額となった主な事業については、予算書とは別にお配りいたしております補正予算概要書を基に説明いたしますので御準備をお願いいたします。いつものように右上の番号の方で御説明を差し上げたいと思います。

1番の中山間地域所得確保推進事業について御説明を申し上げます。これは経済対策でございまして、わかりやすい表現で言いますと国の直轄的な事業でございまして、全額の採択になれば負担ということでございます。これは、12月下旬に国の補正予算が成立した事業の中で、無事に採択を受けることが出来たため今回計上をしたこととなります。

事業内容といたしましては、花卉農家さんですね。ドライフラワー等の販路拡大に繋げるためのもので、農家の所得確保に向けた計画策定を加え、全国的なマーケット、全国的な消費者の動向の把握、生産、加工、流通、販売の再編、国内外の販路拡大に取り組むために500万円を計上をさせていただきました。具体的には、先進地視察だったり研修、これは各種調査関連の委託、加工品の装飾の材料を購入といった事業を予定をされております。国の中山間地域所得確保推進事業を活用することで、先ほど申し上げましたように全額補助となります。既に来年度に繰り越すことが判明しているため、繰越明許費も計上いたしております。

今回御提案しております補正予算につきましては、その概要を御説明いたしました、御審議をいただき御決定賜りますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第21号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第24、議案第21号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）こんにちは。議案第21号で提案いたしました、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から5,610万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,178万6,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為で8項目を追加しております。これら全ての項目については、令和4年度中に支出する限度額を示したものです。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款国民健康保険税につきましては、第1目一般被保険者国民健康保険税を総額で865万6,000円を増額しております。いずれも直近の保険税賦課額及び収納率を勘案し算出して見込んだものでございます。

次に8ページをお開きください。第6款県支出金第1項第1目保険給付費等交付金を6,000万円減額しております。新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の受診控えなどにより、医療費が減少する見込みとなったため減額をしております。第10款第1項第1目一般会計繰入金を総額で654万3,000円減額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお開きください。第2款第1項第1目一般被保険者療養給付費については、令和4年2月末日までの見込みにより5,500万円を減額しております。

次に11ページをお開きください。第2款保険給付費第2項第1目一般被保険者高

額療養費を500万円減額しております。続いて、同款第4項第1目出生育児一時金を126万円減額しております。

次に12ページをお開きください。第6款第2項第1目の特定健康診査等事業費で、総額227万9,000円を減額しております。

最後に13ページをお開きください。第10款予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第22号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第25、議案第22号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第22号で提案いたしました、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から133万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,277万円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。  
第1款第1項後期高齢者医療保険料について、広域連合から示されました3月末日までの納付見込額により、総額で76万円減額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算の保険料と同様に広域連合から示されました見込額によりまして、65万9,000円を減額しております。第3款第1項第1目健康診査費については、健康診査及び歯科口腔検診業務委託料について不用額を減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしました。御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第26 議案第23号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第26、議案第23号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第23号で提案いたしました、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から3,002万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,869

万4,000円とするものでございます。申し訳ありません。3,902万4,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億7,869万4,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為で7項目を追加しております。これら全ての項目については、令和4年度の1年分の限度額を計上したものです。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第3款第2項第1目調整交付金につきまして、実績見込みにより525万6,000円を減額しております。第4款第1項第1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳の医療保険分の実績見込みにより、1,937万1,000円を減額しております。第5款第1項第1目介護保険給付費では、現年度分の実績見込みとして780万9,000円を減額しております。

8ページをお開きください。第6款第1項一般会計繰入金につきまして、介護給付費の町負担分について総額で611万2,000円を減額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。第2款第1項第1目介護サービス等諸費につきましては、地域密着型介護サービス等に係る給付費の実績見込みにより3,000万円を減額しております。

10ページをお開きください。第6款第1項第1目介護給付費準備基金積立金では、4,000万円を計上しております。現在の基金残高は約7,000万円となっております。今回のこの4,000万円を積み立てると総額で1億1,000万円となる見込みです。第8款予備費につきましては、予算調整のため4,402万円減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり



ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第24号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第27、議案第24号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第24号で御提案いたしました、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,285万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。6ページ歳入につきましては、県道竹田五ヶ瀬線の改良工事に伴い水道本管移設を行ったことにより、熊本県からの補償金として雑入で受け入れるものでございます。

続いて7ページの歳出につきましては、本年度の実績見込みにより需用費の光熱費を350万円の減額。また、公課費につきましては、消費税の確定申告により今年度分の消費税納付が発生しないこととなったため、500万円を減額するものでございます。最後に収支の調整について予備費で行っております。

以上、今回御提案しております補正予算について説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第25号 令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第28、議案第25号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第25号で御提案いたしました、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第2号について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,823万円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、本年度の事業運営により基金からの繰入れを必要としなくなったため、150万円を減額するものでございます。

続いて7ページの歳出につきましては、需用費の光熱水費及び委託料については、本年度分の実績見込みによりそれぞれ減額。修繕料につきましては、年度内に修繕を必要とする設備がありますことから18万9,000円を増額するものでございます。最後に、予備費につきましては収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろし

くお願いします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。これから、議案第25号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第25号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第26号 令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第29、議案第26号、令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君）議案第26号で御提案いたしました、令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算第2号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。今回の予算は、第1条で既定の予算から歳入歳出それぞれ4,063万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ747万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第1款財産収入第1目利子及び配当金につきましては、実績により自治体基金、民間基金利子合わせて7,000円減額をしております。第2款繰入金につきましては、基金繰入金と

してコロナ交付金の国庫補助金確定により2,289万2,000円を減額し、同様に一般会計の繰入金を1,773万8,000円減額しております。

続きまして、7ページ歳出予算につきまして御説明申し上げます。第1款事業費第1目鉄道経営対策事業費、18節負担金補助及び交付金につきましては、基金繰入補助金としまして4,063万円を減額しております。これは歳入でも御説明いたしましたが、コロナ交付金を活用したことによる減額となります。24節積立金7,000円を減額いたしました。これは、自治体基金及び民間基金利子の確定によるものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただきまして御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第30 議案第27号 令和4年度高森町一般会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第30、議案第27号、令和4年度高森町一般会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第27号で御提案いたしました、令和4年度高森町一般会計予算について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。今回御提案しております歳入歳出予算の総額は、70億8,300万円となっております。

7ページをお開きください。第2表債務負担行為につきましては、複数年にかけて

歳出が見込まれるものについて期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。第3表地方債につきましては、令和4年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を4億4,010万円設定いたしました。借入れの主な理由といたしましては、本庁舎北側に整備予定の防災駐車場、道路橋梁関係の経費に係るものになります。

続きまして、当初予算の概要について御説明を申し上げます。予算書とは別に、当初予算概要書と主な事業について取りまとめた別紙。さらに、ふるさと応援寄附金を活用して実施する事業に特化した別紙もお配りいたしました。時間の都合上、概要書の主な部分について御説明いたしますので、御手元に準備のほどをよろしくお願いを申し上げます。

概要書より御説明をさせていただきたいと思っております。当初予算の編成にあたってはお開きください。本町の財政状況は、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税これは徴収も含めまして大幅に増加した影響もありまして、財政調整基金の残高が約16億6,000万円となるなど、近年継続して安定している状況が続いております。

しかしながら、これまで減少を続けてきました公債費につきましては、情報通信基盤整備や災害復旧などの地方債元金償還が本格化し、あわせて国の指針でありますデジタル防災無線整備や、これも国が年数を示しております橋梁の長寿命化事業など、国が政策を出していることで本町が実施を義務づけられている事業も増えてきているということで、今後は増加に転じていくことが見込まれております。

このことは、現在私たち議員さんも含めて今期の執行部や議員さんのみならず、今後以降もこの義務づけられている事業を年度ごとにやっていかなければいけないということになっております。だとすると、やはり大事なことは起債をできるだけ借りらない、有利なやり方にもっていくということではないかということを考えているところでございます。

また、同時に新型コロナウイルス感染症の継続的なこの予防対策というのは、来年度も続くのではないかというふうに考えております。また、近年相續いておりますこの自然災害、もしくは当町は阿蘇山の火山の影響も受ける地域でございますので、それに迅速に対応するため今後もスピード感を持って各施策に取り組んでいく必要があ

るというふうに考えております。

そのため、12年前より方向性を示しております国、県補助事業に町の施策をリンクさせ、一般財源の効果的な活用を考慮しながら予算編成にあたらせていただきました。また、国の制度である企業版ふるさと納税やふるさと納税制度、もしくはクラウドファンディング等のさらなる活用や税及び料の適正な徴収により自主財源を確保することで、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるように予算編成を行っております。

前年度の当初予算と比較して、17億5,900万円の増額となっておりますが、南阿蘇鉄道災害復旧、創造的復興のための高森駅周辺再開発事業やアクセス30分台構想に伴うJR豊肥線乗り入れ、また県教育委員会の魅力アップ化事業に伴う強力なバックアップを町が行う。また、役場北側駐車場、つまり防災駐車場の整備事業等が主な要因として挙げられます。

続きまして、番号で言いますと5番の町債の残高の推移をお開きください。町債残高につきましては、平成23年度以降概ね横ばいで推移してはいましたが、デジタル防災行政無線の整備等、また災害復旧事業等の影響により近年は増加傾向となっております。なお、このグラフを含め現在公表している町の町債残高の数値は決算統計により算出しておりますので、ここには交付税措置される額も含まれており、そういった後になって高森町に返ってくる額を差し引くと、実質的な町債残高は約12億円ということになります。これまで交付税措置の大きな地方債を貴重な財源として捉え効果的に活用しては、市町村の財政が健全かどうかを示す実質公債費比率は、平成24年度は11.7パーセントでしたが、令和2年度決算では5.8パーセントと減少しておりますので申し添えさせていただきます。

続きまして、6番の財政調整基金残高の推移をご覧ください。平成27年度末に基金残高は過去最高額となりました。つまり、高森町の貯金が過去最高額となったということです。しかし、熊本地震や経常的経費の増加に伴い減少傾向にありましたが、令和元年度からはまた増加傾向にあります。常に突発的な災害対応分として一定額は確保しつつ、将来を見据えながら有効に活用する必要があります。現在、令和3年3月31日末の見込額として、財政調整基金19億300万円を見込んでいます。

でございます。

7番の引上げ分の地方消費税充当経費をお開きください。これは、平成26年4月に消費税が8パーセントに引上げられた際の増額分3パーセントは、各自治体の社会保障施策の財源に充てることとされております。また、令和元年10月に10パーセントに引上げられた時も同様に取り扱うということです。令和3年度当初予算では、引上げ分の地方消費税交付金を7,500万円と見込んでおり、赤字で囲んだ形で充当予定としております。

続きまして、8番入湯税の使途について、状況について御説明をさせていただきます。これは、入湯税についての環境衛生施設及び観光の振興等に要する費用に充てるこれは目的税になりますので、その趣旨を守り具体的事業費への充当についてその使い方を明確にすることとされております。既に、年間2回作成している財政事情において公表は行っておりますが、平成29年度から当初予算の概要書においても当町は公表をしております。具体的には、下の方に作成しております表のとおり、観光費の方に充当をしていることとしております。

そして、次に令和4年度高森町一般会計予算概要書について御説明を申し上げます。これは、別紙の方になりますのでよろしくお願ひしたいと思います。番号は、いつものように横の1番、2番等でございます。

1番のマイナンバーカード取得の促進事業、今年度も行っております。住民福祉課の職員さんの広報そして接遇により、マイナンバーカードの取得率は向上いたしております。当初、県内でも下の方だったということを議会の方からも御指摘いただきました。と同時に、マイナンバーカード取得促進事業というものを outsourching させていただきました。大変、住民の皆さんに好評でございます。令和4年も引き続きこの促進にあたってまいりたいというふうに思っております。なお、一般財源で町民の方の税金ということではなくて、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金、補助金が出ますのでそれを活用を予定をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、元気な地域創出モデル支援、番号3番を御説明をさせていただきたいというふうに思います。これは、先ほど国のわかりやすい表現で言いますと直轄事業的な事業と言いましたように、現在中山間地域において、その地域の特性を活かした

複合経営と多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を有する農村型地域運営組織の形成に対する支援を実施するという事で、国の事業としてまた県も交えまして、この中山間地域ルネサンス推進事業、10分の10というところを活用させていただきたいというふうに思います。これは全額補助となっております。

続きまして、6番の無電柱化推進計画事業を御説明をさせていただきます。熊本地震からの創造的な復興の形といたしまして、アクセス30分台構想に伴う肥後大津豊肥本線JR本線乗り入れと同時に、高森駅周辺の再開発プラス電柱電線における無電柱化の実施を事業するという事でございます。これは、熊本県も当町の事業を全面的にバックアップをしていただきまして、また九州整備局、国土交通省も非常に前向きにバックアップをいたしていただいております。

財源が大事でございます。国の個別補助事業を活用予定といたしております。これは、補助金が62.7パーセントつく事業でございます。補助裏には過疎債を借入れ予定でございます。過疎債に関しては、交付税措置率が70パーセントでありまして、事業費5,000万に関して町の実質負担は563万円になる見込みでございます。

続きまして、7番の高森町橋梁長寿命化対策事業でございます。これは、先ほど当初予算編成にあたってでも申し上げましたが、来年度より実際的にこの長寿命化の事業をやらなければいけないと。義務的な事業というふうに捉えていただいてもいいというふうに思っております。国の国土強靱化計画もそうでございますが、やはり近年続くこの災害に対しての対策として国が指針を示してきております。これは、つまり高森町だけではなくて、熊本県全市町村が取り組まなければいけない事業になっております。これも、その分補助金はつきますよということで、国の個別補助事業62.7パーセントのこれは補助金がいただけることになっております。また、補助裏には過疎債及び辺地債を借入れ予定でございます。

これは、今後も実は続く予定でございます。つまり起債が何もやらなくてもこの橋梁の事業だけでも相当に増えていくのではないかというふうに思われます。ですので、しっかりした自主財源の確保というのが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

続きまして、消防車両更新事業、9番を御説明をさせていただきます。これは、長



年消防に対しての議員さんからの指摘だったりアドバイスだったりをいただいてきました。おかげさまをもちまして、令和4年、来年の更新で、私が町長に就任させていただきまして、また議員さんたちと一緒にやらせていただきまして、全分団の消防車両の更新が令和4年度で終わってしまいます。これは、大変有意義あることではないかというふうに考えておるところでございます。

続きまして、10番の集落支援員制度でございます。地域おこし協力隊もそうでございますが、先般全員協議会の方でも御説明をさせていただきましたように、今後集落支援員さんのスキームというところを絵に描いた餅で終わらないように、実践ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、協力隊もそうですが、支援員さんにか係る経費は全てが特別交付税で措置されるということでございます。

続きまして、単独事業になります。13番の役場北側こちらになります。防災駐車場新設工事事業について御説明を申し上げます。これは、先般の震度5弱の地震の時もそうございましたが、やはりこの役場も含めて大きなところに問い合わせそして避難されてくる方がいらっしゃいます。また、新型コロナのこの対策をやらなければいけない。例えばワクチン接種であったり、例えば今後何がそれは起こるかわかりませんので、そういう時のためにこの防災駐車場を整備するというところでございます。

このメリットは、平成24年の九州北部豪雨災害、平成28年の熊本地震等で痛感をいたしておりますが、住民の方がやはり役場というと安心安全に避難することができるという意識があられますので、非常にそこがメリットではないかなと。スピード感を持った避難体制がとれるのではないかなというふうに考えております。

事業内容は下に書いてあるとおりでございます。そして、補正予算の方でより利便性が良くなるための備蓄倉庫や車庫の建設を予定をさせていただきたいというふうに思っております。まずは、設計ありきではなくて、駐車場の段差解消、フラット化をした上で、どこに備蓄倉庫を置いた方が良いのか、そういう車庫の建設をした方が良いのかというのをしっかり図りながら、議会に御提案していきたいというふうに思っております。

1つの理由としては、現在特別会場として使用いたしております、当町が所有する

ことになるというふうに考えております大きなこの特別プレハブ、これの使用に関しても考えなければいけません。一方では、新型コロナウイルスの感染が収まりがつかないという状況ですので、いつまであのプレハブを使うのか、どうするのかというも並行して考えていかなければいけないということで、伴う車庫だったり倉庫は補正予算で対応させていただきたいということでございます。

続きまして、15番から17番、18番までが、南鉄の応援基金活用事業でございます。この南鉄復興の応援基金に関しまして、企業版ふるさと納税も含めまして、全国の企業の皆様から大きな頑張れという声援をいただきましたことに関しまして、御礼を申し上げたいというふうに思っております。現在、30数年前から基金が使わせていただいておりますが、枯渇が目に見えてる状況でございます。議会の皆さんが一番御存じだと思います。そういう中で、車両を全て変えなければいけない、枕木も変えなければいけない、そして乗り入れに関する費用も払わなければいけない。そして、上下分離に伴う会社運営をやっていくための経費も必要になるということで、そこを全額町民の税金であったりで賄うというのは不可能でございます。ですので、数年前からクラウドファンディング、企業版ふるさと納税、ふるさと納税の広報いたしまして、この復興応援基金としていただいて、それを活用するというふうに行っているところでございます。

そして、17番の高森町議会全面バックアップをしていただきました、南阿蘇鉄道接続強化の経費の負担金でございます。南鉄をJR豊肥本線に乗り入れを目指すというところでございます。南阿蘇鉄道創造的復興を達成するべく、南阿蘇地域と熊本都市圏のアクセスの利便性向上、南阿蘇地域への観光客誘致、通学、通勤の利便性向上を目的に、南阿蘇鉄道のJR豊肥本線、肥後大津駅への乗り入れを目指すというところが大きな目的でございます。

当初再生協議会で発表いたしましたように、高森町と南阿蘇村で事業費は折半するということを決めました。当然、前段には議会の後押しがあったわけでございます。その後、できるだけ各自治体の出すお金を減らすというところを目的に、国、県にこのバックアップのお願いをしまいたところでございます。現在、熊本県議会で予算が審議されてるところでございますし、国の方でも補正予算、そして令和4年度の

当初予算に入っていくというふうに考えておりますが、どちらの予算にも南阿蘇鉄道のアクセス強化に関する経費というところが盛り込まれております。この場をお借りいたしまして、強力なバックアップをすとお約束をしていただきました蒲島熊本県知事には御礼を申し上げたいというふうに思います。また、担当いたしていただきました県交通政策課の職員の皆様には、長年にわたり要望に真摯に耳を傾けていただきまして御礼を申し上げたいというふうに思っております。

事業費は、現時点では8,085万円でございますが、全額を基金から出させていただきますと。その基金は、これまで貯めた企業版ふるさと納税、ふるさと納税、クラウドファンディング等々のお金を充てさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金も、これは使っていいということですので活用を予定をしているところでございます。

続きまして、森林環境税のこの事業について19番から21番まで載っております。この中で、20番の鍋の平のこの道路の舗装事業でございます。議会の皆さんも地元議員さんもいらっしゃいますので、当然ここは御存じでございますが、大変最近観光客の入り込みが多いわけございまして、非常に町外の方からファンが多い鍋の平のキャンプ場でございますが、防災道路をつくりましたので余計現在入り込みが増えているところでございます。整備後約30年以上経過しているということで、路面に段差等がかなり発生しておりまして、通行や観光客の皆さんの事故等が懸念されているということで、林道ですので森林環境税で活用事業をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税の活用事業に移らせていただきます。順調に寄附額を伸ばさせていただいております。12月末現在で、27億8,897万円となっております。12月31日R3の基金残高の見込みですが、10億6,812万円となっております。この場をお借りしまして、全国ふるさと納税、企業版ふるさと納税を利用いただいている皆様に御礼を申し上げたいと思います。

そして、次のページの主な活用事業の一覧をご覧ください。全部で、50事業に充てさせていただきますというふうに御提案をさせていただきたいと思います。通常、一般会計で行っている事業もでございます。要は、単独で町のお金でやっている事業も

ございますが、ふるさと応援寄附金の趣旨に納税者の方が指定されますので、その趣旨に合ったものはできるだけふるさと応援寄附金を使わせていただきたいというところでございます。

また、これだけ寄附金が集まりますと、やはり何に使ったのかということをしかりこれは公表しなければいけませんので、ホームページで公表はいたしておりますが、やはり1つ1つをきちんと写真入り等でパンフレット等にもしてお配りするというところを、全国の自治体も結構なされておりますので、当町もしかりそういうふうにしていただければというふうに思っております。

続きまして、事業の細かいもの、この番号で説明をさせていただきたいと思っております。ナンバー1のふるさと応援学生寮整備事業。これは、冒頭の御挨拶でも申し上げました、県立高森高校の漫画関連学科等の生徒を受け入れるための町営の学生寮を整備するというところでございます。県教育委員会が、県立高校の魅力アップ化ということを図っております、当町高森高校にこの漫画科等の設置をするというところで、協定を2つ結ばさせていただきました。協定に基づき、当町としては南郷谷なくてはならない県立高森高校、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりという従来の高森町の理念をしかり形にするために、強力に県教育委員会の施策をバックアップをしていきたいというふうに考えております。この事業費1億2,842万円は、全額をふるさと応援寄附金を充てさせていただきたいというふうに提案をさせていただきます。

また、これも利便性の向上のために、今後空調設備もしくはベッドや机の部屋で使う備品等に関しては、しっかりした形で改修が終わった後を目途に、補正予算で対応させていただきたいというふうに思っております。なぜかと申しますと、最初の段階で購入を決めてしまいますと、後になってなかなか違ったというところも多々感じます。せっかく高森の寮に住んでいただく学生さんがいらっしゃったとするなら、やはり勉強がしやすい部活動もしやすい、そして学校に通いやすい環境、そして今の時代にマッチングした寮にするべきではないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、2つ目の社協周辺及び横町子ども公園整備事業について御説明をさせていただきます。これは、今後さらに課題となっていくと思っております老朽空

き家に関する課題が当町もまだ残っていると思います。全国の自治体、特に過疎地域になればこれは顕著にあらわれてくると思います。そういう中で、当町は令和2年度に熊本県解体業組合のボランティア事業において、多くの老朽空き家を民間ボランティア事業で解体をしていただきました。そして、空き地となったところも多々出てきておりますが、所有者からの寄附等により町有地となったところを整備をさせていただきたいというふうに思います。社協と横町の公園が、これは有事の際に車中避難等にも対応できる地域の防災拠点整備を必要とするというふうに考えております。これは、長く社協を利用されている高齢者の方もしくは周辺の方の高齢化の著しさを考えますと、ここはやはり行きやすい形をとるべきというふうに考えております。

また、横町子ども公園とこれは仮称で結構でございますが、その整備事業をさせていただきます。これは、町民さんからのこれまでのアンケートだったり意見等で、やはり町の真ん中に小さい公園でもいいから子どもを遊ばせる場所が欲しい。もしくは、高齢者の方が散歩しながら寄れる慣れた場所というところで、交流センターがベストだとは思いますが、やはり交通量の多さ等々も考えて横町の公園が1番ベストではないかなというふうに思っております。

また、生活環境課の方で、いろんな形で御意見を周りの方からもお聞きになられて会議を重ねて、地域のやはりくつろぐ場といたしまして、公園を整備するにあたりやはり複合の遊具等が必要ではないか、周回を歩けるような形にするのがベストではないかということで、社協周辺及び横町公園を繋げるそういう事業費として、5,580万円を計上させていただきました。これは、ふるさと応援寄附金の趣旨にのっとり、全額ふるさと応援寄附金で対応させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、ナンバー4番、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業について御説明をさせていただきます。これは、議会にも再三御説明をしております。そして、いろんな御意見をいただきまして、いよいよ南阿蘇鉄道の全線復旧工事が令和4年度3月をもって終わります。そして、高森駅が令和4年度と5年度に生まれ変わります。そういう中で、国、県と協議をいたしまして、1番補助金が高い国の社会資本整備総合事業が40パーセントと、地方創生拠点整備交付金事業が50パーセントございます。

これは、今後採択されれば活用をするわけでございますが、近く何かの形でお知ら

せがあるのではないかというふうに考えているところでございます。議会でも御説明いたしましたとおり、全員協議会でも御説明いたしましたとおり、可能な限り住民の負担をゼロにする新駅建築を目指すというところで、事業費が5億6,772万円のうち補助金が2億4,091万円、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税も含めまして、3億2,681万全額を充てさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、6番の南阿蘇鉄道の高森駅のこのVの政策なんです、これは30数年前の国鉄から南鉄に移行した時の動画を多分TPCで御覧になられた方も多いかというふうに思います。今回、熊本地震後にVTRの制作というのは、何度もいろんなところからの提案がございましたが、やはり全てのことが決まった上で全線復旧に向けての記録用のVを制作するというところでございます。

また同時に、先輩方が大事にして来られました現行駅舎の記録を残す、また南阿蘇鉄道高森線の歴史という映像を残していきたい。そのためには、これまでTPCで撮影した映像等も活用して、プロを交えましてこれを制作していくというところでございます。

続きまして、8番のふるさと応援水道施設更新事業について御提案を申し上げます。これは、老朽化した部落水道施設の更新改良を行うというところです。長い経年劣化により、河川の水や雨水が流入している状況を解消するため、水源地施設の改良を行うというところです。やはり、配水タンクを新設して高耐久かつ管理のしやすい設備へ更新することで、これは水の汚れ等だったり不測事態を備えることになるのではないかと。そして、先般導入させていただきました2台の給水車による給水活動が行いやすい場所に、配水タンクを設置して環境整備を図る事業でございます。

本事業は、令和4年限りの実施を予定いたしております。それは、事業費自体が補助金がないと、今水道の補助金ございませんので。また、こういう部落管理の補助金がないということで、ふるさと応援寄附金を充てさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、高森高校、TPCの連携強化事業について御説明申し上げます。11番でございます。これは、現在たかもりポイントチャンネルでサブチャンネルを教育

専用のチャンネルということで、議会にお諮りをし御承認をいただきまして運営をしているところでございます。このサブチャンネル放送を充実をさせていくというところで、高森高校の放送部現在あると思いますし、今後高森高校に新設される漫画科等の魅力を高森町内外に発信するというところで、高森高校の生徒自らが撮影、編集等を行い作成した番組を、T P Cやユーチューブで発信していくと。そのための機材を揃えるということでございます。

ケーブルテレビの自主放送に係る経費は、50パーセントが特別交付税で完全に措置されますので、残りの部分をふるさと応援寄附金を充てさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、13番の未来の高森町応援事業でございます。これは、ふるさと納税制度を当町が活用した新たな補助事業をつくるというところでございます。これは、企業誘致というよりも企業が進出しやすいために、またそこを促進するという目的のためにこの施策を出させていただいております。通常でありますと、補助金を何も確定がないところもしくは公募の中で出していくと。例えば、よく他の自治体であります進出企業だったり誘致企業に補助金を出すと、うちの町で事業を開始していただけるなら補助金を出すという施策はたくさん全国ありますが、このやり方でその促進を図るというところはそうそうないのではないかなというふうに思っております。

かなり、政策推進課の若い職員さんがこれはスキームを考えられました。非常に良いスキームだというふうに思います。既にふるさと納税の返礼品を持っている会社や、もしくは販売できる商品を持っている会社が当町に進出される場合は、当町に集まったその商品をもとに集まった寄附額の4割を対象事業者に補助すると。つまり、何もなければ、実績が出なければ、売上げを上げられなければ、何も持ってなければゼロですよという事業でございます。

今後、政策推進課の職員さんが進めていかれると思いますし、委員会の方でも御説明なされるというふうに思っております。また、こういう事業をいたしますと、本当に強い商品を持たれている会社が仮に高森町に進出したいというふうになってきた場合には、私はさらに追加の支援をその時こそ町が行うべきではないかなというふうに考えております。

続きまして、15番の金婚、ダイヤモンド婚の祝賀会及び祝い金でございます。これは、金額を見られて何か少ないのではないかと思われると思いますが、実は令和2年度と3年度のこの祝賀会が出来ておりません。ですので、議会の方からも、そのことも何かの形でお祝いをしてあげた方がいいのではないかという意見も出ました。ですので、改めてこの祝賀会を成人式を行った時と同じように、部を分けて開催をするというところでございます。本来であれば、全員揃って大きな会場、つまり例えば熊本市内のホテルであったりもしくは阿蘇市のホテルであったり大きな会場でもということも考えましたが、やはり現在新型コロナの陽性者の状況を見ますと、とてもなかなか全てがそこでできるようになるには、特に高齢者に関しては厳しいのではないかとということで御提案をさせていただきました。

続きまして、19番から23番までは、これは例年行っている事業が大半でございます。ふるさと納税が充てられる趣旨あたっておりますので、充てさせていただいたということでございます。

続きまして、24番から31番までは、産業、農業に関する補助金や新しい施策に対する会議の費用等になっております。この中で、R4限りという実施もございまして、委員会の方でしっかり議論をしていただければと思います。私といたしましては、これは本来であるなら当然町の単費でもやらなければいけないことと思っておりますので、引き続き促進していくべきだというふうに考えているところでございます。

続きまして、32番から37番までが観光の事業でございます。これも、ふるさと応援寄附金の趣旨にあたる部分で適用させていただいております。提案をさせていただきました。特に、37番の湧水トンネル公園にぎわい再生事業に関しては、これは4,260万の事業費の中で、補助金がこの復興基金交付金ですね。補助金が2,000万円最高額でいただけます。そして、残りの分がこれは単費しか方法が、一般財源のしかも単費しか方法がありませんので、これはふるさと応援寄附金の観光の部分であたっておりますので、全額2,260万を充てさせていただきたいというふうに思います。

大変、この湧水トンネルにぎわい再生検討委員会ではいろんな議論がありまして、その提言を受けました。そして、トンネルの外の公園及び内部のリニューアルを実施



すると。当然、これは地元にもきちっとした形で御意見を聞いたりされてるということでございます。

続きまして、38番から39番は建設課所管の事業でございます。建設課所管と申し上げても、38番のふるさと応援世界文化遺産景観保全事業でございます。

熊本県と阿蘇郡市7市町村は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けて連携を強化するために推進協議会を設置をいたしました。そして、29年10月には重要文化的景観に選定をされております。そして、令和4年度には世界文化遺産の暫定リスト入りを、要はその登録の1個下のところを目指して、現在7市町村そして熊本県が主体となって活動してるところでございます。

その中で、今後の公共工事等には、景観に配慮した工事を市町村も行うと。国と県は既に行っているというところでございます。国に関しましては、ガードレールだったりカーブミラーだったりを、自然景観にマッチングした色に合わせて新設をなされております。そして、現在議論になっているのが、新しく道路をつくる分はそれで構わないが、通常の県道、市町村道を整備していくときには、やはりこの景観的配慮で更新するべきではないかというところでございます。

事業内容としては、阿蘇地域における公共施設の景観配慮の取決めの方針に基づき、阿蘇管内の自治体に先駆けて高森町が経年劣化したカーブミラーを、景観配慮型のカーブミラーに105箇所更新をさせていただきたいというふうに思っております。事業費2,116万、全額ふるさと応援寄附金で対応させていただきたいというふうに思います。

続きまして、42番のふるさと応援学校施設トイレ洋式化でございます。これは、町内全ての学校施設のトイレの洋式化がこれで終わります。なかなか補助金が実はつかないというところもあって、また額も非常に少ないということもあってどこの自治体も苦慮をいたしております。そして、各学校ごとの事業の額が400万円の条件を満たさないために、補助対象外になるパターンがかなり増えておりますので。しかしながら一方では、働かれてる先生方そして生徒、保護者からの洋式化の要望というのが出ております。ですので、一気に今回全学校の分を、出来てない分をやはり洋式トイレへの普及というところ、バリアフリー化、防災機能の強化等の観点から議会に御

提案を差し上げたところでございます。

続きまして、43番の学校のタブレットの更新事業でございます。現在当町は、11年前より全国に先駆けてICT教育を実施いたしております。明確な新高森町教育プランの方向性にに基づき、その中で端末を活用させていただいております。昨年も、天皇皇后両陛下が、史上初めてとなる遠隔での現場を視察なされました。大変ありがたいお言葉と、今後に対する御期待をいただいたことに関しまして、重ねて敬意を表しますとともに、光栄であるということをお伝えしてきたところでございます。

また、実は一方では、ウインドウズのタブレット端末が基本的に先行してた自治体使っているわけでありまして、現在も使っております。しかしながら、このGIGAスクール構想が国が方向性を出した以降、タブレットですね。グーグルのクロームブックがメインになってきているというところでございます。非常に、タブレットのクロームブック自体は、軽くて小さくてランドセルはおろか本当に持って歩ける重量がないので、確かに利便性は良いなというところでございます。

後進のICT教育を進めた自治体は、最初からクロームブックを入れられるわけですが、当町のようにずっとやってたところはウインドウズで全部やってきております。現場も子どもたちもですね。そして、このグーグルのクロームブックの良いところは、わかりやすい方向性で言いますとクラウドで出来ますので、中のアプリだったり学校の先生の働き方改革に最も適している。つまり、資料は要らないデータも要らない、ここに全てのデータが揃っているというところが構築出来ます。現在教育委員会としても、少しずつこのクロームブックに年度計画で換えてきているわけですが。

一方では、当町はタブレット図書館の構想で進めております。今後、数百台のタブレット図書館でパソコンが、町民への利用の部分も含めて必要になるということで、現在高森の小中学校の高学年が使っているウインドウズのパソコンをタブレット図書館の方で利用して、一気に学校の先生方の働き方改革をサポートするため、そして何よりもGIGAスクールに対応して、全国で先駆けてやってた自治体としてきちんとトプランナーを走るために、今回一気にこのグーグルのクロームブックに更新をさせていただきたいというところでございます。これは、事業費542万円で、ふるさ

と応援寄附金の趣旨に本当に1番合ってますので使わせていただきたいというふうに思います。

続きまして、高森高校漫画関連学科開校準備プロジェクトでございます。事業費が2億4,678万円でございます。これは、県立高森高校に開校する県公立では全国初となる漫画関連学科について、高森高校の魅力化のさらなる推進について関わりを強化し、持続可能な県立高森高校とともに地方創生を推進するということでございます。

現状は、昨年9月に漫画を活用した高森高校の魅力向上に関する連携協定を結ばせていただきました。そして、昨年12月に高森町の地方創生と高森高校の魅力向上に関する連携協定を締結をさせていただきました。熊本県教育委員会の魅力アップ化を強力にバックアップするために、新入学生の確保対策及び学習、学校生活環境の整備について当町が全面的にバックアップに着手するということでございます。

そして、町内外にこの県立高森高校の新しい科の魅力、もしくは元々持つる魅力をPRしていきたいというふうに考えております。

また、同時に県立高森高校の第2グラウンドが、町内の真ん中に県が所有をされております。この第2グラウンド施設の、活用整備設計及び工事に着手をさせていただきたいというふうに思っております。ナイターとトイレ等の整備を行い、あのグラウンドは大変基礎工事がなされておりました水はけも良いグラウンドでございます。ですので、高校生が使いやすい、そして町としては防災の大きな拠点として、そして高校生だけのみならず町民の皆様、小中学生もできれば利用できるような方向性のグラウンドに完成をさせたいというふうに思っております。事業費2億4,678万円を、ふるさと応援寄附金で充当させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、47番、48番が、高SPO等の施策の方でございます。これは、例年高SPOの各クラブを通じて、高森町に誇りと夢を持ってもらい元気を創造するために備品等を整備するという目的で、今までもかなりの金額を補助をしてまいりました。来年度も、各部活及び高SPOの各クラブから要望が上がっております。精査をさせていただきまして、この備品を導入することによってより部活動やクラブ活動がやりやすいように、また前向きにこのコロナ禍の中で体を動かすというところを実践

していただくために、補助を出せばというふうに考えているところでございます。

あと48番から50番までは、これは学校の給食事業、096K絆プロジェクト、女性活躍推進事業補助金となっております。各委員会の方で、詳細に御説明をさせていただければというふうに考えております。

以上が、私が令和4年度当初予算の中について、概要について、長くなりましたが、ある程度抜粋して御説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、何とぞ御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐伯金也君）お疲れさまでございました。休憩を挟んで、2時40分から再開をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）それでは、2時40分から再開をいたします。暫時休憩でございます。お疲れさまです。

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き議会を再開いたします。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）7番、立山です。

先ほど町長の方からこのふるさと応援寄附金を使った活用事業ということで、この44番高森高校漫画関連学科開講準備プロジェクトということで、2億5,000万ほど巨額なふるさと応援寄附金を使って、いろんなことをされる説明がございましたけれども、私高森高校の同窓会の会長として非常にうれしく思っているところでございます。

また、説明の中で令和3年9月に熊本県の教育委員会、株式会社コアミックス、高森町と県立高森高校、4者それぞれの目的を発揮するという事で協定が結ばれたわけなんですけれども。町長として、高森町として今後県立高森高校をどのような形でもっていかれるのか、ちょっと御所見をお伺いしたいと思います。町長よろしくお願

いします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）立山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初予算で、県立高森高校への強力な支援を提示させていただきました。熊本県教育委員会、高森高校、そして当町に進出なされた株式会社コアミックスさんと高森町の協定をもとに進めるわけでございます。議員が、1番同窓会の会長もしくはOBということで、他にもたくさんOB、OGの方がこの町内にいらっしゃいますし、全国にもいらっしゃいます。一方では、よく耳にする生徒がどんどん年々減少していく。これは入学者の減というところで、存続に対して高森町がバックアップするという趣旨も少しはあるかと思いますが、私といたしましては夢を持って県立高森高校に通っていただくと、町に通っていただくというところの趣旨の方が大きいわけでございます。夢を実現するために環境整備をバックアップさせていただきたい。

それと、単年度で終わるバックアップではいきません。これは、令和5年度から予定されている新科設立、そして令和5年度に何名の方がこの県立高森高校を目指していただくのか。そして、令和6年、7年、8年、9年、10年とやはり中長期にバックアップをしていきながら、最終的には現在の生徒の倍もしくはそれ以上の目標に向けて、そこが達成されるという夢をいただけるような進め方にしていくべきではないかというふうに考えております。

人口減少の中、子どもが減っていったるのも事実でございます。県内の高校生に来ていただくということも大事でしょう。校区内というところも大事でしょう。しかし、校区外そして熊本県外からも通っていただけるような環境を構築するためには1年度では出来ません。ですので、引き続き町民の皆様の御理解と御協力、そして熊本県教育委員会の強力なリーダーシップに基づく町と県立高森高校と民間会社のタイアップ事業ということで、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）7番、立山広滋君。

○7番（立山広滋君）7番、立山です。

今、町長の方から答弁を聞きまして、私も先ほど申し上げましたように、同窓会の

会長として同窓会を組織をまとめていくべき立場にありますので、今後とも大いに高森高校をバックアップしたいと思っておりますので、町当局におかれましても今町長が思い述べられましたように、一生懸命頑張ってくださいたいと思っております。バックアップしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いしておきます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかにございますか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤です。

阿蘇郡内の町村におきましても、昨日から一昨日からですかね、議会が開催されているようでありますが、小国、南小国の予算を見ますと大体40億から50億と。本来、高森町としても大体それぐらいが適当かなと思っておりますが、今年は70億を超えるという当初予算になっております。この予算を編成された担当者の皆様には、大変御苦労があったのかなと思っておりますし。また、先ほど町長の方からいろいろ事業の説明もありましたので、もうわかりましたので幾つも聞くことはないと思っております。この予算書を見ておきますと、各項目で地域おこし協力隊どこの項目でも出てきます。これを見ておきますと、報酬を比較しますとそれぞれまちまちな額が設定してあるわけでございます。

私としては、大体同じではないといけないのではないかなと思っておりますが、そこにはいろいろな事情があるかと思っております。現在、高森町に地域おこし協力隊がどれだけおいでで、どのような活動されているのか。できましたら、何か一覧表、顔写真入りのものでも作っていただくと、今後のいろいろなまちづくりに私たちも活用させていただきたいなということで、これが1点お願いです。

あと3つありますが、これは私がちょっと事業がわかりませんのでちょっとお聞きすることと、それから私の所管する委員会のことを2つお聞きしますが、ぜひこの議会の中でお聞きして、今日ご覧いただいている傍聴者の方、それからTPCをご覧の視聴者の方が御理解いただければなということで、あえてちょっと質問させていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、ページ数でいきますと56ページの総務費でございます。この中で、役務費で地域おこし協力隊手数料のうち、動力乗務員養成講習会受講480万

とありますが、どなたが受講されるのか、どのような形で行われるのかをちょっとお聞かせいただきたいが1点です。

2点目は、先ほど言いました私の所管する委員会で質問すればいいかなと思っていましたが、先ほど町長の方からも御説明がありましたが、60ページこれは負担金補助及び交付金でマイナンバーカード取得促進事業が計上されておりますが、もちろん私たち議員も昨年度内にマイナンバーカードを取得いたしておりますが。実は、私の父87歳、母が84歳になりますが、マイナンバーカードを取得してくださいという通知が来ました。父母から、俺たちもつぐらないといけないのかというようなお話をいただくんですが。今現在、そういう年齢の方がこれをつくって、どう活用していくのかですね。何か必要があるのかと思って今日質問させていただきました。

多分、今見ておられる方も対象者の方がたくさんおられると思いますので、必要であるというお知らせをこの議場でしていただければなど。よくこのマイナンバーカードと保険証を接続するという話は聞きますが、現在高森町ではまだされていないと思いますので、そういう時期に来れば当然つぐらないといけないというのは分かるんですが、今の段階で必要があるのかなと。私はつくりましたけれども、父母に必要なと思いましたのでちょっとお尋ねしたいと思います。

最後ですが、70ページでシニアカー利用促進事業補助金200万が計上されております。当然、町の事業として免許返納者へのシニアカーの貸出しが行われておりますが、そういう方が事業所あるいは医療機関に行かれて雨が降ることもあると思いますので、その車庫あるいは電源が切れた場合の補充電源等の整備だというふうに思っておりますが。現在、30台購入してあるというふうに聞いておりますので、現在今何台ぐらい貸出しをされてもし残りが多いうのであれば、ぜひこの機会にやっぱり利用促進もしていただければなどということで質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君）後藤三治議員、地域おこし協力隊の件についてはどういたしますか。

答えてもらいますか。

5番（後藤三治君）要望でありますので、もしできるようであれば作っていただくと。私達も、道端で会ってもわからないことが多いものですから、そういうのが可能であ

ればということをお願いします。

○議長（佐伯金也君） 3点質問がございましたので、順を追って答えていただきたいと思  
います。まず、政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 5番、後藤三治議員の御質問にお答えします。現在、地域お  
こし協力隊54名全員でおります。本来であれば、活動報告をするところではございま  
すけれどもコロナ禍でありますので、ポイントチャンネルの方で御一人御一人の活動報  
告をする予定になっております。

それから、先ほどの480万円、地域おこし協力隊動力乗務員の養成講習受講手数  
料なんですけれども。これは、南阿蘇鉄道の地域おこし協力隊、これからの乗務の講習  
の手数料になっております。軌道乗務員の養成講習の手数料として480万円、受講  
料の手数料として計上をしております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん） 5番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの件でございますが、御高齢の方がどういう活用方法が  
あるのかというところが御質問内容だったかと思えます。先ほど言われましたとおり、  
健康保険証との紐付けが始まっております。対応する医療機関においては、このカー  
ドを紐付けておけばカード1枚で保険証の代わりができるということになっておりま  
す。

さらに、これからでございますが、銀行口座や郵便局の口座などの口座登録も始ま  
ります。このマイナンバーカードと口座を紐付けておけば、国の給付金などを早く受  
け取ることができるというようなことで国の方から連絡がっております。

さらに、今私ども新型コロナワクチンの集団接種をしているわけなんでございま  
すが、受付の際に御本人確認をさせていただいております。御高齢の方、免許証を持た  
れてない方もいらっしゃいます。写真付きの御本人確認として、マイナンバーカード  
もかなりの人数お出しいただいて、本人確認書類としても使っていただいているとい  
うような現状がございまして、皆さんお取りいただくとそういった紐づけ関係であ  
りますなどが進んでいくと思っておりますので、有効に使われるかと考えております。年齢  
関係なく有効に使えるかと考えております。



また、次にシニアカーの件でございますが、現在先ほど言われましたとおり30台購入しておりますが、13台の貸出しをしておるところでございます。昨年10月に要件緩和を行っております、最初始まった頃は運転免許証を返納された方ということで限定していたんですけども、10月からは運転免許証返納予定者も対象者に加えておりますので、まだ返納しようかどうか迷ってらっしゃる方も含めて、ぜひ一度使っていただいて便利さを感じていただけたら、返納に繋がればいいなというふうに考えておりますので、御活用いただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問に追加で補足の説明をさせていただきたいと思っております。地域おこし協力隊に関しましては、荒牧課長がおっしゃったとおりでございます。1点もう少し説明をさせていただきますと、給料に差があるというところが1番言われたと思いますが、短期のパートの地域おこし協力隊の人と長期の方で違うというところがございます。それが1点でございます。

それと2点目は、480万、南鉄のこのことも課長の方が説明されたとおりでございます。わかりやすく言いますと、地域おこし協力隊の活動期間中に運転免許を取っていただくと。国の運行免許。これは、今まで別枠でずっと地域おこし協力隊制度が始まる前は南鉄、また各自治体の方で出しておりましたので。それを、地域おこし協力隊の活動経費の中でこれを資格を取っていただくという方向で今活用させていただいております。ちなみに、南鉄の地域おこし協力隊かなり多いわけでございますが、これは総務省の方からも活用に関してはオーケーだということをお願いしております。

もう1点、阿蘇品課長が説明したとおりでございます。シニアカーの利用に関しては、住民福祉課、つまり行政としては最大限緩くやっております。議員が1番御承知だと思います。ぜひ議会議員の皆さんの方からもっと緩くしろと、もっと通常に貸出したらどうかというようなところも含めて、御提案があればその時考えさせていただきたい。あくまでも、外出機会と交通弱者のためというところですので、現在免許を返納をされる予定者の方まで拡大しているということで御協力、御理解をいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） 5番、後藤です。

地域おこし協力隊につきましては現在54名ということで、TPCを使って活動報告されるということで理解しましたが、先ほどお願いしたような件ももしできるなら考えていただきたい。特に先ほどちょっと言い忘れたんですが、地域おこし協力隊の予算を見ますと、報酬が違うということは先ほど御答弁いただきましたのでわかりましたが、住宅借り上げをされている地域おこし隊の方もおられるし、それを活用されていない方もいらっしゃると思うんですよ。また、車をリースされている方もいらっしゃるし、いらっしゃる方もおられると思います。

それから、地域おこし協力隊が独立されるときに100万の補助があるとも予算書にあります。これは全部に当てはまるのか。そういうのもちょっとお聞きしたいなと思ったところなんです。要は、これは先ほど町長さんが言われたように、地域おこし協力隊は特別交付税で賄われるということで、御一人いくらというのは決まっていると思うんですけれども、これを使っている人と使っていない人だったら、その使った分だけで請求されるのか、出た分はその必要な方に回すのか。そういうのがちょっとわからなかったものですから、お聞きしようと思ったところでございます。

それから、マイナンバーそれからシニアについてはよくわかりました。今後も、ぜひお年寄りの方に分かるように周知をして、利用していただくようお願いしていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、荒牧久君。自席で結構でございます。

○政策推進課長（荒牧久君） 後藤議員の御質問にお答えします。

先ほども町長から言われましたように、450万円を1人1人に配分がされております。その中で、例えば車が必要な方または必要ない方につきましては、いろいろ他の経費あたりでその分活動に関する経費に充当するというふうな形になると思います。住居に関しては、生活の拠点を高森町に置いておられますので、住居についてはほとんどの方がとられているというふうに思っております。

100万円の自立の補助金につきましては、地域おこし協力隊の活動に関してそのまま持続すれば100万円が補助としてありますので、それは一人一人違うと思いま

す。地域おこし協力隊の延長として、活動をしていけば100万円ということになりますので、該当する方、該当しない方がおられるというふうに思います。以上です。

○議長(佐伯金也君) 地域おこし協力隊につきまして54名ということでございますので、できれば各常任委員会内の所管する課の中で、それぞれおられる地域おこし協力隊の方の活動状況、または名簿等の提出をしていただいでご覧をいただければなと思っております。以上です。ほかに質問ありませんか。1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) 1番、後藤です。

2点お尋ねしたいかと思えます。1点は、先ほど立山議員もお話されましたけども、高森高校及び南阿蘇鉄道についてということで町長に1点伺うこと。もう1点は、消防施設費の中の負担金補助及び交付金というところで、内容について1点伺いたいと思えます。

まず、消防施設費の方に入ります。第8款消防費第1項消防費第3目消防施設費、112ページです。この中で、18節に負担金補助及び交付金という項目がありまして、707万2,000円計上されてます。その中で、消防施設設備事業補助金ということで5地区書かれているうちで、南在地区これが604万1,000円という形で非常に大きい金額に上がっていると。この事業について、どのような事業かということをまずお尋ねします。総務課長お願いします。

○議長(佐伯金也君) 総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君) ただいまの1番議員の質問にお答えします。

消防関係の補助でございますが、公共的施設整備補助事業というのがありますのでそれを活用させていただいております。以上でございます。

○議長(佐伯金也君) 1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) この度の当初予算を見る限りにおきまして、消防車両の更新や、例えば消防団の団員の報酬の見直しというような、やはりその地域に安定をもたらす、何かあった場合当然天災などあった場合やはり1番に働いていただく方たちへの補充というか、そういうところで非常に反映されている予算だなと私は思ってます。

その中で、例えば物をつくる、そういう施設をつくるということに関して、私は決して反対ではございません。やはり、地域の方が必要というのであれば、それはきち

んと財政措置もした上で建てるべきだと思う前提の前で、この金額だけが突出しているところが非常に気になるわけです。

例えば、消防の詰所をつくる場合、これは緊防債を大体使います。緊防債、皆さんが言う有利な起債ですね。その中で、地域から10パーセント、これをまず総予算の中から捻出していただいた上で、充当率100パーセントですかね。これはもう多分皆さん御存じだと思いますけども。充当率が100パーセントの交付税措置が70パーセント、これを使って建てていくというのが大体基本的なやり方だったかと私は思っています。

それが、こういう形で一般会計でいきなりその600万という金額が出てきたということに対して、このような形が例えば今後そういう申し出があった場合、このスキームを使ってつくっていくのかということに関してもう一度答弁をいただけたらと思います。

○議長（佐伯金也君） 総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） 自席から失礼します。議員さんには、前にも1回このことで回答しておりますが、通常ですと詰所に関しましては、徴収条例にのっとって町の方で計画して設備をつくる方向でやっております。ただ、今回は格納庫でございますので当てはまりません。ですので、補助金として出しております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 先ほども言いましたけども、これを要は予算から落とせとかそういう話ではなくて、こういうものが今後建つということが、例えば私は分団でいけば5分団の中におります。5分団の詰所、格納庫も、ほとんど隙間が見えるぐらいぼろくなっているといつて、今年じゃあそういう計画を立ててしましようとなった場合、これが前例になるということも正直言っているのかなという気持ちがあったから聞いているわけです。

確かに、町の法規集ですか、そこには格納庫については載ってなかったと。それは、私も課長から伺って認識はしましたけども、総務省から出てる要はこの緊防債が使える施設として、防災拠点施設は適用内であると。そこで、例えば研修だの避難だのができるような施設も使えるというようにあつてますから。今後もしされる場合、その

町の規定の方を見直した上で、きちっと有利な起債を使ってやっていくという方向にしていただけたらと思います。

この度の件につきましては、おそらく早急かつ至急に整備をしなければいけないと、おそらくそういう事情もあろうかと思ってこういう形が出たんだろうと私は理解してはいますが、今後については緊防債が使えるはずなのでそこはきちっと見た上で、当然国の方から降ろしてくるお金ですから、国の総務省が使えるという形になってるのであればそういうふうな形で使っていただけたらと思います。これは、もうこちらからそれ以上は言いませんので以上です。

あともう1つ、高森高校について町長にお尋ねしますが、今日の熊本日日新聞について、高森高校の漫画学科の環境整備ということで記事が掲載されておりました。これは、ちょっと立山議員と話がかぶるところもありますけども、そのコメントで28年夏の南阿蘇鉄道全線開通とあわせて、地域活性化の目玉事業として取組みたいというようなコメントが上がっておりました。その中で、やはり先ほど人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりというような答弁もありましたけども、例えば子どもを育てる生徒を育てるところで高校というところをいろいろ話されたかと思えます。

ただ、それだけではなく、例えばそういう全国から注目される学科をつくることによって、町が得られる利益というかわゆる知名度のアップなど、そこに寮をつくりそこに納入する産業が生まれなど、そういう形でもいろいろ効果があってくると思えます。そういう期待される効果、例えば町に対して期待される効果等も、もしよろしければ町長の口から答弁を願えたらと思います。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えをいたします。

新聞の報道の方にも載ってたとおりでございます。今後、当町が強力にバックアップすることによって、人づくりそしてまちづくりに繋いでいくと。これは年数もかかるでしょう。同時に、何がプラスなのかというところは、先ほど申し上げましたように学校の存続云々ではなくて、当然それもありますが、やはりこの大自然を有する南阿蘇高森地域に高等教育で通っていただく、住んでいただくことによって、これから

の次の世代その次の世代が、第2、第3のふるさとが当町になる南阿蘇地域になるというところが、1番のこれは大きなことではないかなというふうに思います。全国的な注目度も上がる場所もあるでしょう。高校在学中に、プロの漫画家もしくはエンタメ業界にデビューする人も将来はいるかもしれません。

そして、現在8兆円産業でエンタメ業界動いておりますが、これは数字が出されている中では20億から30兆円の産業にこれは進化する可能性があるというふうに言われております。その中で、多くの仕事生まれる、その次の世代の人材の基本のところをこの高森町で学ぶ。そして、今後民間会社が予定されている海外からのプロの漫画家がこの当町に来られた場合には、やはり高森高校の生徒とプロの漫画家のコラボもできてくるでしょう。

夢があるわくわくするような県立高校、地元南郷谷に必要な高森高校というところが数年後にさらに注目されるのではないかと。そして、将来過疎化する当町を、しっかりバックアップしてくれる人材に育てていただけるのではないかと。ところが、私が1番大きなところかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） ありがとうございます。これは、本当全国でも類を見ない地方創生の事業だと思っておりますし、下手すれば全国ではなくて全世界から高森町が注目されるような事業になる可能性も秘めている。先ほど町長もおっしゃいましたが、海外の方が留学生として来られて入って来られるという意味においてもいろんな可能性を秘めていると思いますので、私としては新しい地方創生のパターンとして、スキームとして、全力で応援したいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君） 2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 2番、津留です。

農林政策課長にお伺いします。国・県補助活用事業の5番、間伐材の供給安定化緊急対策事業です。

まず最初に、間伐の定義と申しますか間伐材とはということで、いろんな補助金使う分において間伐するとなると、その山林の面積の例えば30パーセント以上だったり何パーセント以上だったり、それから木の大きさも直径が何センチ以下でなければ

いけませんなど様々な規制がありますが、今回のこの事業はそういった面積であったり伐採率であったり、木の大きさに制限がかかってくるのかまずその点をお伺いします。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）2番、津留智幸議員の御質問にお答えいたします。

間伐材の安定供給事業の件でございますけども、御承知のとおり今回の事業におきましては、もうこれはここ数年の流れなんですけども、間伐の本体自体に以前はそれに対して補助金を出しておりました。今は、流通出しの方の部分を山から引き出して運搬費の方の部分に対しての経費をこの事業の中で出しております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）もう1点質問します。

そうやって搬出された木材を出荷するんですが、その出荷先として例えばこれ県の補助事業ですので、熊本県内に限るなど、県外の市場には対象になりませんなど、そういった出荷先に対する制限があるなら教えてください。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。自席でいいですよ。

○農林政策課長（後藤一寛君）自席から失礼いたします。

切った木材を流通で出していく部分ですけども、相手先としては限定はないというふうに私の手元の情報では得ております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）2番、津留智幸君。

2番（津留智幸君）出荷先も限定ないということで、やはり林業者の皆さん少しでも単価が高いところに出したいと思いがあらわれて、市況をいつも確認しながら出荷先を考えていらっしゃると思います。今回のこの事業はとても良い事業だと思います。立米当たり3,400円程度の最高額で経費が負担されるということで、これはもう輸送賃に匹敵するような額ですので、林業者の皆さんにとっては非常に助かると思いますので、ぜひ周知の方を徹底的にさせていただいて林業者の皆さんが喜ばれるようによろしくお願いいたします。以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

-----○-----

日程第31 議案第28号 令和4年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（佐伯金也君） 日程第31、議案第28号、令和4年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第28号で御提案いたしました、令和4年度高森町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億7,094万9,000円としております。前年度と比較しますと、2,994万5,000円少ない予算額となっております。

歳入予算の主なものについて御説明いたします。7ページをお開きください。第1款第1項第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、1億4,300万3,000円計上しております。県の標準保険料率の基礎となる所得総額等の試算値から算出した賦課額に、予定収納率96パーセントを乗じておりますが、前年度と比較して1,412万7,000円少ない予算額となっております。

続いて、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。12ページをお開きください。第1款第1項第1目一般管理費につきましては、国民健康保険事業運営事務的経費といたしまして、2,138万6,000円計上しております。

次に、17ページをお開きください。第6款第2項特定健康診査等事業費の第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料に、全額国庫補助として実施いたします国保ヘルスアップ事業について、補助限度額900万円分を盛り込んで予算を計上しております。



最後に19ページ、第10款予備費につきましては収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしました  
が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会  
に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、産業厚生常任  
委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第32 議案第29号 令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第32、議案第29号、令和4年度高森町後期高齢者医療特別  
会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推  
進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第29号で御提案いたしました、令和4年度高森町後  
期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,414万2,  
000円としております。前年度と比較して、965万円の増加となっております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第  
1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者広域連合が試算いたし  
ました保険料負担額7,090万5,000円を計上しております。第3款第1項第  
1目一般会計繰入金につきましては、事務費負担分と低所得者に係る保険税軽減分の  
4分の1の町負担分などで、合計3,890万円を計上しております。

7ページをご覧ください。第5款第4項第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収  
入につきましては、広域連合からの受託を受け町が実施しております後期高齢者の健  
康診査業務及び口腔歯科健診業務、また一体的な実施事業に係る経費を総額で1,3

60万3,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。第1款第1項第1目一般管理費につきましては、一体的事業実施に係る人件費及び後期高齢者医療事業運営のための事業費等を、総額で1,001万8,000円計上しております。

10ページをお開きください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、広域連合が試算いたしました保険料負担金及び保険基盤安定負担金の合計額で、1億791万8,000円を計上しております。第3款保健事業費につきましては、健康診査費用及びあんまはりきゅうの施術助成金等を、総額で512万3,000円計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第33 議案第30号 令和4年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第33、議案第30号、令和4年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第30号で提案いたしました、令和4年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億4,054万1,000円としております。前年度と比較しますと、1,155万8,000円少ない予算額となっております。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6 ページをお開きください。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料を1億8,667万円計上しております。

次に、第3款第1項国庫負担金といたしまして、1億6,854万2,000円を計上し、次のページにわたりますが、第2項国庫補助金といたしまして調整交付金や介護予防推進のための地域支援事業交付金を、総額で9,902万円を計上しております。

8 ページをお開きください。第6款第1項一般会計繰入金を、総額で1億8,629万4,000円を計上しております。介護給付費地域支援事業費に係る法定繰入れ及び事務費に係る繰入れでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて説明申し上げます。10ページをお開きください。第1款第1項総務管理費としまして、人件費をはじめ介護保険事業運営のための一般的な経費といたしまして、1,712万8,000円を計上しております。

次に12ページをお開きください。第2款第2項介護予防サービス等諸費を、1,499万円計上しております。同じく、第2款第4項高額サービス等費を2,590万円。

続いて、13ページの同款第6項特定入所者介護サービス等費を5,500万円計上しております。この第2款保険給付費の合計で9億2,796万円と、この歳出予算総額の約9割を占めております。第5款地域支援事業費は、要介護、要支援状態となる前からの介護予防や、要介護状態になっても介護サービス以外のサービスにより自立した日常生活のための支援事業関連で、第1款で介護予防生活支援サービス事業費といたしまして、1,753万5,000円、14ページにわたりますが、第2項一般介護予防事業費といたしまして348万8,000円を計上しております。

最後に、15ページの第8款予備費につきまして収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議の上御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第34 議案第31号 令和4年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（佐伯金也君）日程第34、議案第31号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第31号で御提案いたしました、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和4年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,529万1,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表地方債でございますが、城山配水地の送水ポンプ修繕及び城山と上在配水地の水位計取替工事、の財源といたしまして、過疎債400万円、簡易水道事業債410万円の借入れ限度額をそれぞれ設定するものでございます。

次に7ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明申し上げます。第1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料として9,322万6,000円を計上いたしました。第3款繰入金の基金繰入金につきましては、令和3年度に買い替えを行いました国債の売却益を計画的に繰入れし、運用費に充てるということとされていることから120万円計上いたしております。

また、一般会計繰入金につきましては、地方債の定期償還分等に係る繰入金として

2, 711万7, 000円を計上しております。第4款財産収入につきましては、基金運用利子として605万4, 000円を計上いたしております。

8ページをお開きください。第5款繰越金につきましては、令和3年度からの繰越し見込みとして912万2, 000円を計上いたしております。第7款地方債につきましては、第2表で説明いたしました起債事業の財源として、810万円を計上いたしております。

次に、9ページ以降で歳出の主なものについて御説明申し上げます。第1款水道費の第12節委託料まで、こちら9ページ分につきましては昨年度とほぼ同じでございます。

10ページの14節工事請負費では、年次計画で進めております量水器の取替工事と城山及び上在配水地の水位計取替工事、また城山配水地の送水ポンプの整備を行うこととし、工事請負費総額として1, 096万7, 000円を計上しております。26節の公課費におきましては、消費税及び地方消費税として500万円を計上させていただきました。

第2款公債費につきましては、起債の定期償還分としての元金と利子を合わせて5, 394万5, 000円を計上しております。最後に予備費といたしまして、100万円を計上させていただきました。

以上、今回提案しております当初予算の主なものにつきましてその概要を御説明しましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）したがって、議案第31号は、産業厚生常任委員会に付託すること

に決定しました。

-----○-----

**日程第35 議案第32号 令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について**

○議長（佐伯金也君） 日程第35、議案第32号、令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君

○建設課長（岩下徹君） 議案第32号で御提案いたしました、令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和4年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,907万3,000円といたしております。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款財産収入につきましては、基金運用利子として1,339万1,000円。続いて、第2款繰入金におきましては、基金繰入金200万円を、それから第3款繰越金におきましては368万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、7ページにおきまして歳出を説明申し上げます。第1款農業用水費につきましては、第10節需用費の修繕料におきまして含蔵寺系のテレメーター修繕が必要なため、昨年度より増額を計上させていただいております。他の項目につきましては、経常的な経費として計上させていただいております。最後に、第2款予備費といたしまして50万円を計上させていただいております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものにつきまして御説明を申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） したがって、議案第32号は、産業厚生常任委員会に付託すること

に決定しました。

-----○-----

**日程第36 議案第33号 令和4年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について**

○議長（佐伯金也君） 日程第36、議案第33号、令和4年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 議案第33号で提案いたしました、令和4年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,000円としております。令和3年度より4,810万円の減額となっております。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計9,000円を計上しております。また、第2款繰入金として、基金繰入金は本年度はゼロとしております。これが、例年枕木交換や車両整備費に対し、南阿蘇鉄道取締役会議での決議により自治体基金を繰り入れておりましたが、令和4年度においては南阿蘇鉄道復興応援基金を活用することから、自治体基金は繰り入れず一般会計での計上としております。

続きまして、7ページをお開きください。歳出予算につきまして御説明申し上げます。第1款事業費1目鉄道経営対策事業費24節積立金につきましては、自治体基金及び民間基金の利息合計9,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算について御説明いたしました。御審議いただきまして御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第37 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第37、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。3月11日、3月12日、13日、14日、15日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、3月11日、3月12日、3月13日、3月14日、3月15日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますのでよろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後3時48分